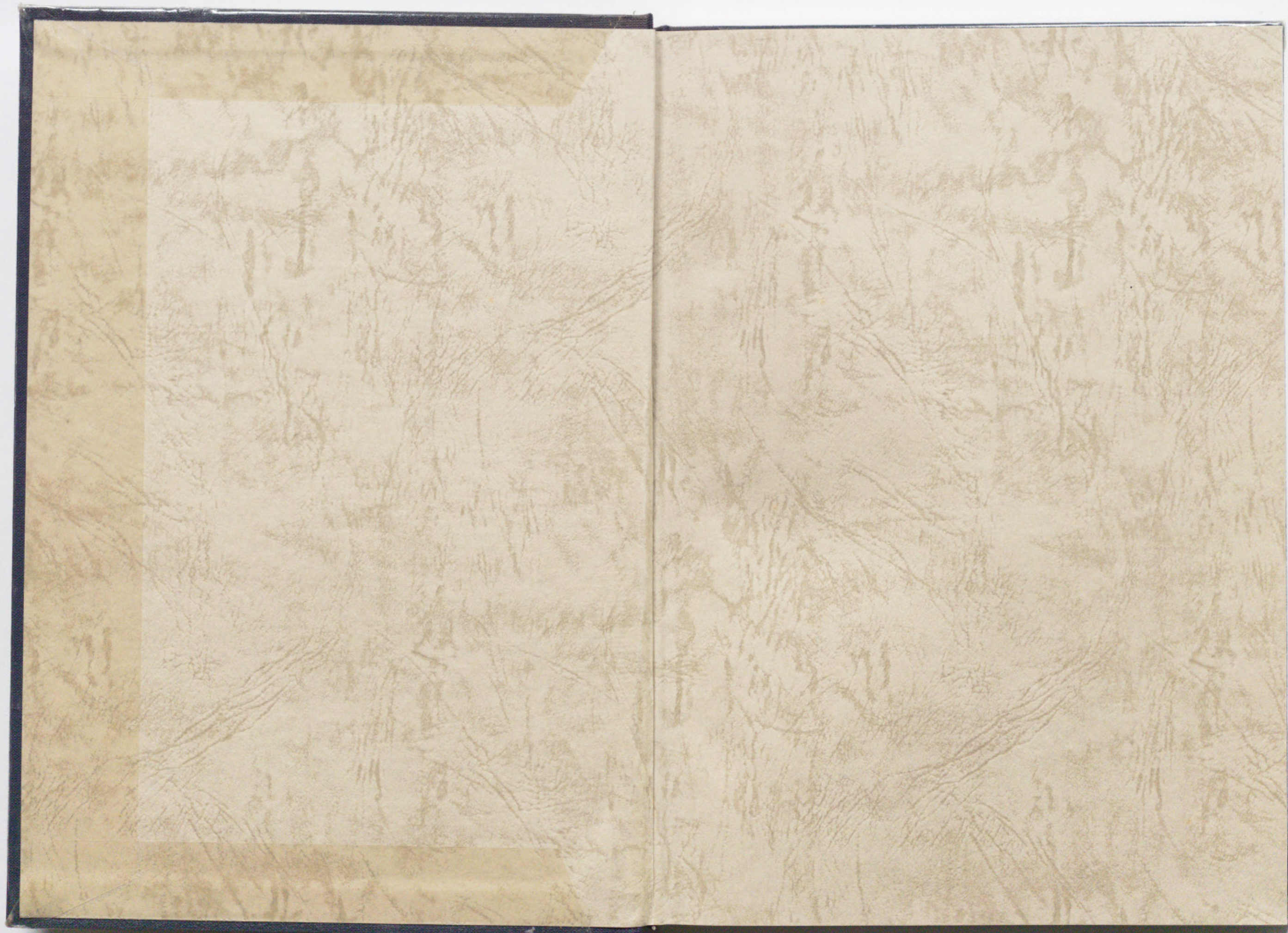


各務用水百年史



各務用水土地改良区





各務用水百年史

各務用水土地改良区

題字 / 各務用水土地改良区

理事長 浅野庄一



長良川左岸の各務用水取水口（関市小瀬）



とうとうと流れる各務用水路 (関市下白金)



■各務用水の航空写真
 関市小瀬地内
 長良川取水口—導水トンネル



■各務用水の航空写真
関市小屋名、上白金地内
導水トンネル——開渠部



■各務用水の航空写真
関市下白金、岐阜市芥見地内
津保川サイホン——開渠部



■各務用水の航空写真
 岐阜市芥見、岩田、岩濃、各務原市北洞地内
 (東幹線) (西幹線)

■各務用水の航空写真
 各務原市西市場、岩地、
 岐阜市水海道地内 (西幹線)



■各務用水の航空写真
岐阜市北長森、南長森地内
北長森・南長森支線



発刊のごあいさつ

各務用水土地改良区理事長 浅野 庄一

日本は、古くから「みずほの国」と言われているように、稲作中心の農耕文化が2000年前の弥生時代に始まり発展してきました。当各務用水区域は、川からの取水がむつかしくそ

の昔は、ため池と天水によっていたため、僅かな収穫しかなく、貧しい生活であった。

1880年（明治13年）に、芥見村民から用水開発の声があがり、横山、岡田、後藤氏始め多くの先人の尽力により、ようやく1888年（明治21年）に各務用水開削工事に着手したが、幾多の難局にも負けず艱難辛苦の末、1890年（明治23年）に完成したのです。その直後10月の濃尾大震災による大被害を受け、復旧工事に苦しみ、さらにその後の大水害の復旧工事などが続き、先人達は、疲労困憊にも負けず見事に各務用水を建設されたのです。100年前の技術力でよくも成功したものと感心いたします。

各務用水竣工（1890年）から丁度100年（1990年）になりますが、今日、長い水路によってとうとうと水が流れ、各務原市、岐阜市長森までかんがいできるのは、本当に幸せなことでありまして、先人達の偉力と、その後改良について多くの方々のご尽力があってこそ今日があるものと、受益者を代表して心から感謝いたします。

ここに各務用水開削100年を記念して「各務用水百年史」の発刊にあたりまして、各務用水の沿革を網羅し、各務用水に尽くした人々を顕彰し、各務用水の維持管理にあたる土地改良区の全容を解説し、各務用水の維持保全への提言などを編集いたしました。この「各務用水百年史」を広く受益者及び用水関係者に配布して、各務用水を大切に守っていくことを念願いたします。

各務用水開削の功労者と維持発展に尽力された功労者のご冥福をお祈りし、改良事業に尽くされた各位に対し改めて感謝をこめて、100年記念行事も実行することにしました。

各務用水施設も、年を経るごとに老朽していきますので、今後も維持管理適正化事業、更に改良整備も必要になります。私は、「各務用水よ永遠に健全たれ」と念願しますが、どうか、関係機関の各位、関係各位、受益者各位のご支援、ご協力をお願いしてやみません。



各務用水100年をたたえて

岐阜県知事 梶原 拓

各務用水の開削工事が完成してから、今年で100年にあたり、その永い歴史と伝統の中に今日の各務用水の姿があります。

その歴史は、水を求める農民の永い苦闘の中で作りあげられ、地域の生活に根ざし、守り育てられてきたものであります。

また、この歴史は、農民の歴史、農村については、本県の歴史を示すものでもあります。

水源を天水やわずかなため池に頼るしか方法がなかった、岐阜市東部、各務原市北西部、関市西南部の一带は、干ばつのたびに、艱難辛苦に耐え、幾多の用水改良を経て、昭和21年以降の県営かんがい排水事業を始め、各種の事業により、すみずみの圃場に至るまで整備され、名実共に今日の立派な農業地域を築きあげてこられました。

人は変り、時は移り、加えて最近の激しい社会情勢の変動の中で、農業、農村も大きな曲り角にきております。水路を生活の糧としている人々の利用意識も「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと移り変わってきています。本県におきましても、みんなで考え、みんなで実行し、そしてみんなが幸せという県民総参加による理想の県土づくり、「日本一住みよいふるさとと岐阜づくり」と「輝やく未来の岐阜県づくり」を目指しております。

先人の長い歴史の営みの中で守り育てられてきた各務用水は、歴史・文化、あるいは豊かな緑・水というかけがえのない財産を有しております。

今後とも、大規模経営にマッチした用水管理、地域住民のニーズに合った水辺、緑地空間の利用等、常に時代に即応した考えを取り入れ、先人達が築いてこられた用水をよりよくして行くことが、大切と考える次第であります。

この「各務用水百年史」は、先人達の偉大な足跡に深く思いを致し、感謝の祈りを挙げるものであり、この有意義な事業を企画された各務用水土地改良区理事長さん及び役員の皆様方に心からの敬意を表し、ご挨拶いたします。



各務用水100年を祝して

岐阜市長 蒔田 浩

各務用水は、長良川左岸の市の東部農業区域の重要な基幹用水施設でありまして、今日、穀倉区域になったのも、100年前に偉大な先駆者の英知と苦節があって、幾多の困難にも

屈せず、執念をもって実行された恩恵によるものとしみじみ感謝しています。

その後の県営かんがい排水事業によりまして、長森区域が受益地に編入されまして、岐阜市分は296haにもなりました。

この度、各務用水開削より100年ということで、各務用水百年史を刊行されたのは、誠に時宜にかなったものと深く感銘し、心よりお祝いを申し上げます。

本市にも、もっと歴史の古い用水がありますが、各務用水は、取水地点の条件、地区外を通してこくこと、路線の長いことなど、100年前にやっと手がけられたという困難さ、むつかしさがあって歴史こそ100年ですが、中味のむつかしさにおいては、類例が少ないのではないかと考えるのであります。

開削に尽力された偉人、維持管理に尽くしてこられた人々、改良事業に尽くされた方々には、各務用水区域の農民の幸せと農地の永続性を希求してこられたものだけに、本市の受益者は、各務用水を大切に、農地を守っていく義務があり、市としましても受益農業者の要望、土地改良区への協力に対して今までと変わらなく努力していく考えであります。

また、各務用水は、農村環境のシンボルとして、都市近郊にあるオアシスとして、有用性に富み、緑地空間の貴重な財産として永続し、管理をしっかりとっていく必要があります。

幸いにも、各務用水土地改良区が中心となっていかれますので、本市としましても協力し、いささかでも役割を果たしていく所存であります。

各務用水100年を祝して、各務用水よ永遠にととうと流れよ、そして土地改良の栄光と、受益農業者の幸せを祈願して、お祝いのことばとさせていただきます。



各務用水100年の栄光

関市長堀部四郎

1885年（明治18年）に白金用水の大改修を合せた各務用水開削の合口工事が、当市の偉人岡田只治氏、後藤小平治氏と各務原市の偉人横山忠三郎氏によって立案されて、1890年

（明治23年）に完成した。

それから丁度100年の今日、各務用水土地改良区（理事長浅野庄一氏）が、各務用水百年史を発刊されることは意義深く、心からお祝いを申し上げます。用水の合口工事を100年前に成功されたことは、歴史上の価値としては大きいものがあります。しかも今日でも3市を結ぶ用水施設であるように、昔は2郡12ヶ村を包含する用水工事で、県知事、郡長の采配のもとに前述の三偉人の尽力があつてこそできたものと感銘にたえません。

当市には、歴史が古く有名な用水がありますが、内容のむつかしさ、今日で言う広域的な用水として歴史の古さだけでなく、ユニークな用水として歴史上価値ある用水と思います。

当市小瀬地内の取水口は、用水取入口としては最適の位置でありまして、当市の観光の一つである小瀬鶴飼は、昔からここで行われています。津保川サイホンまでが当市の区域であります。開渠部においては下流部のことを考え、用水を汚さず、分水量の適正を図っていくこと等、受益農業者は、各務用水の管理に尽くしていただき、この用水が綺麗で何時までもとうとうと流れて、先人の意思通り下流一帯のかんがい用水として利用されるよう上流にいるものとして心掛けをしていかねばなりません。

当市としましても、各務用水の管理のもと土木水利委員を設け、用水末端施設の管理をよくしていくよう努めています。

受益農家におかれましては、農地を守り、各務用水施設を大切に、開削者のご苦勞に報いていただきますようお願いします。

各務用水100年を祝して、各務用水が変ることなくとうとうと流れ、土地改良区の栄光と下流農業者の幸せを念願して、お祝いのことばといたします。



世紀を越えた贈り物

各務原市長 平野 喜八郎

「明治16年は前代未聞の大干魃にして6月上旬より9月中旬に至るも降雨之無為に田面一円亀裂白土化して、稲苗は植え付たる儘成葉せず、枯死して……」

蘇原大島の偉人、横山忠三郎翁が記した「各務用水に関する経歴書」の冒頭です。浄念寺に屹立する翁の顕彰碑を前にするとき、不条理な自然に対峙して、各務用水の完成を誓った翁の不退転の決意が、ひしひしと胸に迫ってきます。

連合村会の解散、激しい反対運動、告訴、誹謗、暴行、資金難、また難工事等、有りとあらゆる困難を乗り越えて、明治23年に仮通水。津保川の掛樋が開かれると、水は堰を切ったように下流へ向かって20kmをかけ下りました。各務野は水利を一気に飲み干し、その喉を潤したのです。横山忠三郎翁、岡田只治翁、後藤小平治翁の三偉人の遠大な夢がここに成就したのです。

古来、水を巡る争いは絶えることがありませんでした。滔々と流れる木曾川や長良川を目のあたりにしながらも、農業用水として利用することは困難だったのです。旧石器時代から、我々の祖先がここ各務原台地に定住し始めてからの願望であった一大事業を達成された明治の三群像。その名声は、各務用水とともに久遠に轟いています。世紀を越えて、各務用水土地改良区（理事長浅野庄一氏）におかれましては、「各務用水百年史」を刊行され、本市において記念事業を催されることは、誠に時宜を得たことと存じます。心からお祝い申し上げます。

畑作にしか向かないと云われたこの各務原台地に、今、青々と稲田が広がります。濃尾震災、太平洋戦争を乗り越えて、改良、改良を重ねて、100年前、偉人たちが夢に見た風景が広がっています。今も昔も、そして未来も、水は命の源。私たちは先人の労苦を決して忘れるものではありません。この命の用水を大切に守り、行く末永くその夢とともに、子々孫々伝えてゆきたいものです。

新米の其一粒の光かな

虚子



各務用水の開設100年を記念して

岐阜県土地改良事業団体連合会 会長 松永清蔵

各務用水は、先覚者達が幾多の苦難を克服されて、明治21年起工し、同23年竣工され、以来本年は満100年という節目の年を迎えられ、心からお祝い申し上げます。

また、この間における先人の血と汗による発展の歴史と業績を後世に残すため、記念誌が発刊されることは、大変意義深いものと考えます。開設以来、明治24年の濃尾大地震、同29年の水害等による被害にも挫折することなく、その復旧事業、同33年の八の字堰堤の築造、昭和26年の長良川の河床低下に起因する取水困難を解消するための取水施設の新設事業、それにつき同44年には、地区内用水路の近代化と配水機構の確立のための用水改良事業と、まさに農業の基本的要件である水の条件整備に対する苦闘と輝やかな歴史を伺い、それに携った方々のご苦勞に対して敬意を表すると共に、感謝申し上げる次第であります。これらの顕著な功績に対して、全国土地改良連合会長より昭和48年に銅賞を、同54年には銀賞を、そして同58年には最高の金賞という栄に浴されたのであり、県下でも有数の土地改良区の一つであり、誠に当を得たものと確信している次第であります。

各務用水土地改良区は、関・各務原・岐阜の3市にわたる約800haをその区域とされ、用水施設は、これらの農地の農業生産活動にとって基本的な施設であると共に、これら地域社会にとっては、公益的機能を有する社会資本として重要な施設であります。近年における市街化の進展及び混住化等の地域社会の変化の中で、用水の円滑な管理について色々と困難な問題が多いこと、存じますが、皆さんが各務用水を今後共長期にわたって維持保全して行くことが、この地域の農政はもとより、経済社会活動にとっても、特に重要な責務となっております。幸い各務用水土地改良区は、私の畏友、浅野庄一理事長を中心とされ、組合員、役員の方々が一致団結され、施設の善良な管理、運営につとめていただいております。

私共、岐阜県土地改良事業団体連合会と致しましても各務用水土地改良区の活動に対し、できる限りのご協力を申し上げますことをお誓いし、開設100年を契機として、各務用水土地改良区が益々発展されること、浅野理事長をはじめ役員、組合員の皆様のご健勝とご多幸を祈念してお祝いのこととします。

目次

発刊のごあいさつ	各務用水土地改良区理事長 浅野庄一
各務用水100年をたたえて	岐阜県知事 梶原拓
各務用水100年を祝して	岐阜市長 蒔田浩
各務用水100年の栄光	関市長 堀部四郎
世紀を越えた贈り物	各務原市長 平野喜八郎
各務用水の開設100年を記念して	岐阜県土地改良事業団体連合会長 松永清蔵

第1部 物語編 —— 各務用水完成から100年

1-1 用水を知ろう —— 小学生たちの学習	3
1-2 各務用水の見学 —— 小学生たちの現地のかんさつ 取入口と幹線水路／津保川サイホン／高いところを通した水路／ いろいろなせつび	4
1-3 用水路を造って水を引く 水がほしい農民／境川やため池	9
1-4 用水路をつくる —— 用水路をつくる計画／反対運動／工事の苦心／用水のできてからのようす／ 今も大切に守られている用水路／むすび	12

第2部 劇「各務用水」 —— 水よ流れよとうとうと

2-1 あらすじ	21
----------	----

2-2	劇一第1幕	22
	雨ごい踊りの場／発起人の説得／出会いの場／連合村会流会	
	劇一第2幕	22
	八幡神社の場／8番地の工事／若者転機／仮通水の場	
	劇一第3幕	23
	復旧のつち音高し／加納輪中の抗議／夜の田植／2人の再会／ 横山忠三郎とその妻／収穫の喜び／フィナーレ	
2-3	劇の作者、公演など	23
	作・演出／公演者	
2-4	100年記念の公演	23
	公演者	

第3部 沿革編 —— 各務用水完成から100年

3-1	各務用水100年の要約 — 早わかり	27
	各務用水開削工事／下流域からの抗議／濃尾震災／普通水利組合／八の字堰／ 津保川掛樋の改修／長良川河川改修と河床低下／県営かんがい排水事業(第1次)／ 土地改良区の設立／災害復旧工事／県営かんがい排水事業(第2次)／ 維持管理適正化事業／各務用水土地改良区事務局	
3-2	各務用水開設以前の水利の様子	32
	石器時代／王朝時代／荘園時代／徳川時代	
3-3	明治初期の水利の様子	33
3-4	上・下白金用水の様子	36
	今川筋の用水／小屋名のソジャナと用水利用／新用水掘割り願いの難関／ 下白金用水の完成	
3-5	明治の新しい幕明けと用水計画	38

	明治維新／有志による用水計画	
3-6	干ばつとの闘い —— 用水開削への引金	39
3-7	各務用水開削への歩み	40
3-8	連合村会の区域指定	41
	白金用水の取水困難／合同の大用水計画／実測の設計書提出／ 連合村会の区域指定	
3-9	白金両村との条約	44
3-10	用水創業の予算成立	44
	創立連合村会の議案／第二読会で流会／仲裁人のあっ旋で解決／ 予算並びに諸規定議決／芥見村の原案執行／滞納者に強制執行／ 出作地主との協約	
3-11	用水維持規約決定	46
	用水維持規約議決／用水開削委員設置／用水事務所の設置	
3-12	芥見村の反対運動	48
	反対運動のあらまし／委員及び人夫告訴／自由党員の詰文状／ 内務大臣に請願書／掛樋橋台の石積破壊／子供までたたる／	
3-13	白金両村の通水	49
	測量及び実施設計／工事の目論見内容／請負人と工事竣工	
3-14	小山水路決定の経緯	49
	甲か乙か東か西か／大宮村の西水路願い／岩滝村の東水路願い／ 用水委員の副申要求／山王東の伏樋取決め／住職の仲裁で仮規約	
3-15	施工準備完了	50
	分水点から測量／用水敷地の買収費／地上物件の補償費／ 実施設計の完了	
3-16	工事竣工と仮通水	51
	村受けと業者の請負／古墳発掘と通行禁止札／旧溝渠共用のため取替え／ 有志者の工事促進策／妨害を排し工事着手／掛樋先の土地問題／	

	残工事もすべて竣工／仮通水で8番地崩壊／請負人と有志者の詰責 有志者の支弁で復旧	
3-17	加納輪中の抗議	55
3-18	両村の反対解決 岩田村の解決／芥見村の紛糾解決	55
3-19	濃尾震災と復旧工事 大地震とその被害／区域内の一般被害／水路崩壊等の損害反則／ 復旧工事の態勢整う／8区に分け復旧工事／上白金との意見調整／ 測量開始／水路工事設計／橋梁の復旧／ 樋管の設計／間無田川のしゅんせつ／復旧事務所の開設／ 復旧工事／白金のみ引水	56
3-20	連合村会期 26年の干害と水害／29年の大水害／高築地の水路補強／ 事務所及び樋番小屋／連合村会時代の組合経費	60
3-21	普通水利組合期 水利組合条例施行／組合区域の指定／創立委員とその任務／ 総代人とその任務／普通水利組合成立／八之字堰の築造／ 用水記念碑の建設と慰霊祭／間無田川の改修／共通経済の専任職員／ 用水功労者の表彰／組合規約並びに規定改正／大掛樋の鉄材架替え／ 取入口の改良工事／改組以降の組合経費／組合設置当時の土地の反別戸数調／ 組合会議員	64
3-22	土地改良区設立 土地改良法の公布／組織変更の決議／総代選挙／ 臨時総代会／通常総代会／発電計画の概要	79
3-23	土地改良区定着 通常総代会／役員選挙／通常総代会／通常総代会／役員選挙／総代選挙／ 通常総代会／通常総代会／役員選挙／代表監事の選任／通常総代会／臨時総代会／ 通常総代会／役員選挙／臨時総代会／総代選挙／通常総代会／役員選挙／ 臨時調査委員会／通常総代会／通常総代会／役員選挙／総代選挙／通常総代会	81

3-24	伊勢湾台風の災害復旧工事	84
3-25	第2室戸台風（台風11、12号）	85
3-26	その他災害復旧工事	86
3-27	取入口門扉の電動化	86
3-28	県単災害復旧事業	87
3-29	幹線水路の改良計画とその経過 計画の概要／計画樹立後の経過	88
3-30	県営かんがい排水事業（第2次）	89
3-31	団体営かんがい排水事業並びに県単独土地改良事業	91
3-32	団体営圃場整備事業による末端整備 圃場整備事業の目的／圃場整備のレベル／圃場整備の実施／ 土地利用型農業の展開のための大区画圃場整備等の推進	92
3-33	土地改良施設維持管理適正化事業	105

第4部 各務用水に尽くした人々 — 用水を支えてきた人々

4-1	歴代組合管理者	109
4-2	用水開設までの尽力者	111
4-3	普通水利組合時代の尽力者	112
4-4	土地改良区発足以来の尽力者 役員／総代	113
4-5	県・市（町）の尽力者 県の尽力者／市（町）の尽力者／土地改良区職員の尽力者	118

4-6	各務用水関係功労者 各務用水開削時代/土地改良区時代	123
4-7	開削竣工100年記念功労表彰者	125

第5部 各務用水土地改良区の現況 — 組合員のみなさんに知ってほしい事柄

5-1	各務用水土地改良区一覧	129
5-2	各務用水土地改良区の定款 現在の役員/現在の総代/土地改良区事務局/事務所/定款	129
5-3	各務用水土地改良区の受益面積及び組合員数	136
5-4	各務用水土地改良区役員選挙規程	137
5-5	水田農業活性化運動への協力 地区除外の手続き/各務用水土地改良区地区除外等処理規程	141
5-6	各務用水施設位置図・受益区域図の利用 用水施設の整備/図面作成のねらい	147
5-7	取入口の状況と管理 取入口の機能/取入口の位置/取入水門の管理/ 取入口の長良川水位	154
5-8	幹線水路の水管理 かんがい初期の流量/田植期の流量/水管理の重要性/ 取水施設及び分水施設の管理	155
5-9	各務用水施設の操作管理	159
5-10	毎年の定期しゅんせつ作業	161
5-11	用水堤防の除草作業	161

5-12	各務用水土地改良区の全容 各務用水土地改良組合費/組織及び人員構成/受益面積(賦課金)/ 維持管理関係/土地改良施設維持管理適正化事業の継続実施/ 土地改良区の予算内容/水質点検調査結果/用水地域の皆さんへお願い	163
------	---	-----

第6部 各務用水の貴重な資料

6-1	今回調査した貴重な資料 農林漁業顕彰業績録より抜すい 岡田只治氏の古文書	171
6-2	土地改良区保存品 書物/絵図・写真類/古文書類/事務局書類	178
6-3	貴重な資料の保存と連絡などお願い	194

第7部 維持管理への提言

7-1	用水をめぐる状況変化 農村における水利用の変化/都市化のなかの農業用水/農村のもつ役割	197
7-2	稲作栽培法の進歩に対応する用水管理 地域営農推進協議へ各務用水参加を/分線系統図の作成/ ブロックローテーション方式による営農と用水のあり方/ 受益地域の稲作の現状と課題/単位当たり収量の傾向/ 県農業改良普及所の普及指導	200

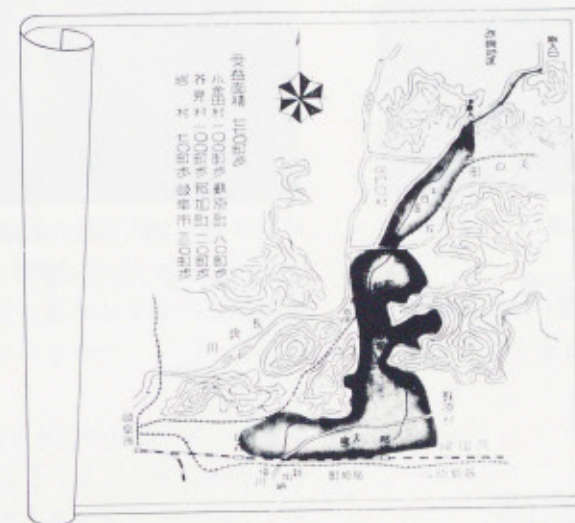
7-3 用水施設の維持管理の望ましい方向	203
7-4 水辺の景観づくりへのアプローチ	204
水辺散策路整備への考え方／水辺空間づくりへの考え方／	
市民清掃日に草刈り管理／水辺空間に養魚池・魚巢設置／	
米価の歩み — 参考資料	205
米をめぐる諸問題	206
年 表	208
各務用水開削竣工100年記念行事のあらまし	220
参考文献、写真・図表の出典	221
編集後記	222
執筆者のあとがき	223

第 1 部

物 語 編



通いなれた通学路にそう各務用水は、いつごろだれが、なんのためにつくったのだろうか？ 小学生たちの学習がはじまった。



1-1 用水を知ろう——小学生たちの学習

毎年五月晴れの頃になると、広々とした水田の中をまっすぐに通る「各務用水路」にきれいな水がとうとうと流れます。右の写真の水路のはばは5.5メートル、深さ1.4メートルあります。

この大きな用水路を見て、田中君は、「こんな平らなところを、こんなにまっすぐ流れているのは、だれかが造ったにちがいない。」
といました。

この田中君の発言がもとになって、話合いがはじまり、次のような問題ができました。

- いつごろつくられたのか。
- なんのために、だれが造ったのか。
- つくるのに、どんな苦勞や苦心があったのか。



● 上流の水路のようす

- こんなにたくさんのお水は、どこの川から、どんな方法で取入れているのか。
- 水がよく流れるために、水路には、どんなふうや、しくみがしてあるのか。
- この水は、だれが、どんなことに利用しているのか。
- 水の使い方は、むかしも今も同じなのか。
- 水がどの田にもいきわたるようにどんなふうがしてあるのか。

このような問題をもって、「各務用水」をじっさいに見学したり、写真や本で調べたり学習をすすめることにしました。

この本の「第1部 物語編」には、田中君たちの学習のようすをわかりやすく書いてあります。

1-2 各務用水の見学——小学生たちの現地のかんさつ

みんなは、右の絵図のじゅんじょで、上流から下流へと水路のようすを観察することにしました。

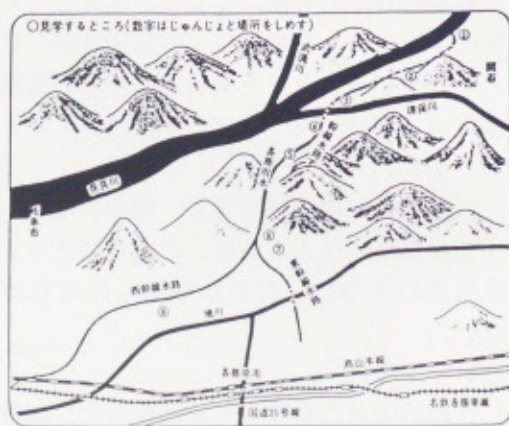
まず、右の絵図から、「各務用水」と長良川、境川とのつながりなどについて調べました。また、どんな土地を通ってくるかについても話合いました。

さらに、次のことに注意して、見学することにしました。

- 用水路のまわりの土地の高さや土地がどのように利用されているか。
- 水は、どのように利用されているか。
- 水をうまく流すために、水路には、どんなしくみがしてあるか。
- などなど。



● 下流の水路のようす
—— ずいぶん小さくなった



● 各務用水の絵図

1-2-1 取入口と幹線水路

水は、どこから取入れ、どこを通過して、どこまで流れていくか。

各務用水の水は、関市小瀬の長良川から取入れています。取入口あたりの長良川は、川ぞいが岩で、とても深くなっています。長良川のきれいな水が音をたてて、いきおいよく、取入口にすいこまれていきます。見つめていると目がまわりそうです。

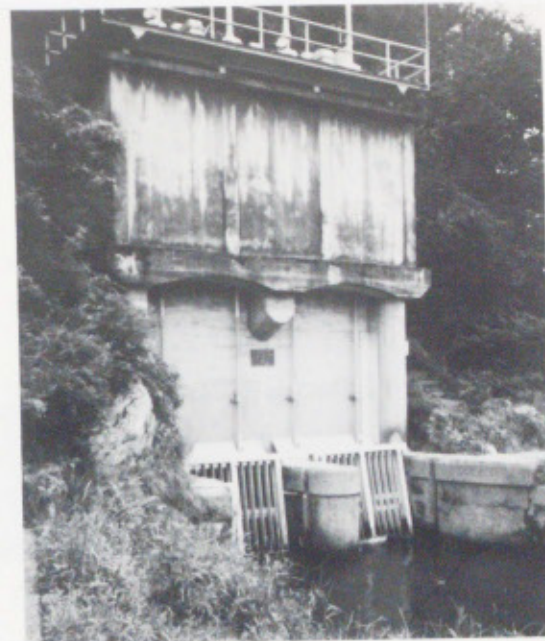
取入口に入った水は、すぐにトンネルに入ります。

取入口では、コウ水（洪水）のとき大きな鉄で作ったとびらをモーターで動かしてしめます。モーターを水からまもるためコンクリートで造った小屋がたてられています。

幹線水路は、水量や水路の高低どあいによって、はば6メートルから1.7メートルというように考えて造ってあります。

幹線水路というのは、下流へ水を送っていく大切な用水路のことです。

水路が、山など高いところにつきあたったときは、トンネルを掘って水を通していきます。

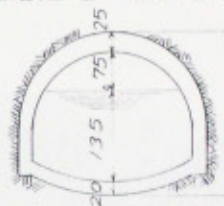


● 長良川の取入口

素堀隧道標準断面圖



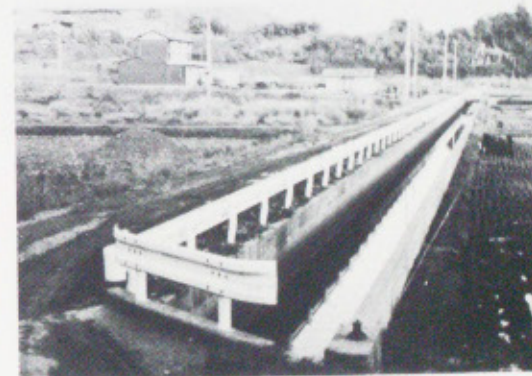
巻立隧道暗渠標準断面圖



● トンネルの大きさ



● 上流部の幹線水路



● 下流部の幹線水路

1-2-2 津保川サイホン

関市小瀬で取入れて、幹線水路に入った水は、6キロメートル余で津保川にさしかかります。

水路は、サイホンというしくみで、津保川の川底を通っています。これはできるだけ高いところを流すためにくふうされたしくみです。川底を右の図のように通った水は、写真で見ると勢いよくふき出ています。

このサイホンは、1974年（昭和49年）に造られました。その前は、下の写真のように、鉄で造った「かけひ」で、コウ水（カウ）のときはたいへんきけんでした。

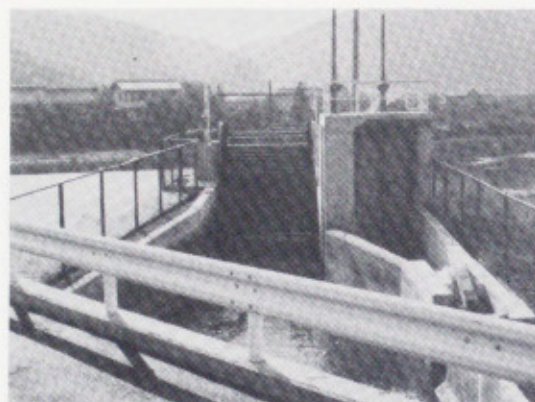
サイホンのしくみは、川底や道路の下を図のように水路を通して、ふき出るようくふうしたもので、現地では入口と出口を見ることができます。今は、ぎじゅつ力がよくなり、けんせつきかいのはったつによってできたものです。



● かけひのかんせい



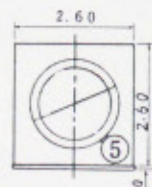
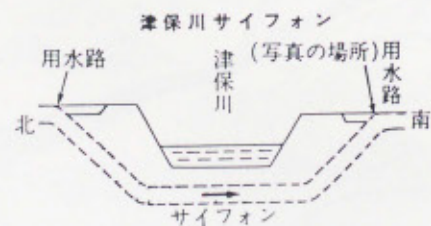
● かけひのしくみ



● サイホン入口



● サイホン出口



● サイホンのしくみ

1-2-3 高いところを通した水路

- 用水路が、川とちがって、高いところを通っているのはなぜか。
- 高いところを通すために、どんな工夫してあるか。

津保川をくぐった水路は、山ぎわを通っています。

このあたりでは、大切な田や畑を、用水路でつぶさないで、高いところにもかんがいするよう、また、お金のかからないように山にそって通したのです。

しかし、山ぎわがうまく利用できない地形のところでは、土を盛り上げ高くして、その上に水路を造ったのです。

この盛り上げた土は、山ぎわをけずった時の土石を利用し、足りない土はふきんからとったことは、いい伝えによってきています。

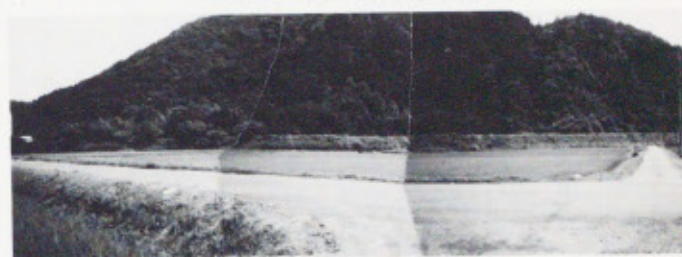
右の写真でわかるように用水路と家の高さをくらべると、用水路がどれほど高いところを通っているかよくわかります。

現在の用水路のつつみは、内側をコンクリートのはこ形で造られていますが、むかしは、玉石をつんで、ねん土でかためてつくったものです。

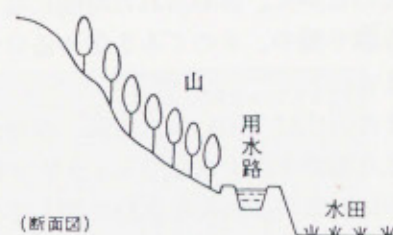
そのため、台風や大雨、地しんなどで、たびたびこわれて、そのたびに農家の人々を苦しめました。

今、ここがこわれたら、どんなにこまることがおきるか、写真や絵を見て考えてみました。

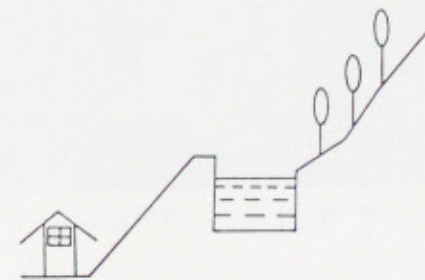
今は、土地改良区のじむしょがあって、しっかりかんりしていますので、こわれることは、めったにありません。



● 山ぎわを通る用水路



● 高いところを通る用水路



1-2-4 いろいろなせつび

○水をうまく流すために、どんなくふうがしてあるか。

長良川から取入れた水を、20キロメートル以上もはなれた遠くの水田まで、必要な時に、できるだけたくさん送るために、ところどころに、いろいろのせつびがしてあります。

サイホンも、津保川のほかに3ヶ所あります。

そのほかに、きめられた時間になると動くごみ取り機や、そのごみを集めるせつびがあります。

また、広いはんいの水田に、水を公平に分けるための水路や水量をちょうせつする水門、人や自転車などが落ちこむのをふせぐためのフェンスやガードレールなどの安全を守るためのせつびなどがととのっています。

このせつびは、土地改良区や農家の人々によってきまりよくかんりされています。



●ごみ取り機とフェンス



●水を分けるせつびと水門



●高いところへ水を送るポンプ



●住宅ふきんの水路

1-3 用水路を造って水を引く

1-3-1 水がほしい農民

○水不足のために、農家の人々は、どのような苦勞をしたのか。

○このころ、米は、どれほど大切な食べ物だったのか。

百年ほど前の各務原には、大きな工場や店は、ひとつもありませんでした。人々のおもな仕事は、ほとんどが農業でした。

農家の人々は、田や畑にいろいろな作物を作っていましたが、一番大切な作物は、「いね」でした。そのころは、米をたくさんしゅうかくすることが、農家の一番のねがいでした。

しかし、各務原のあたりは、台地が多いために、米が作れるのは、川にそった低い土地や、谷川やため池から水を引ける田だけでした。

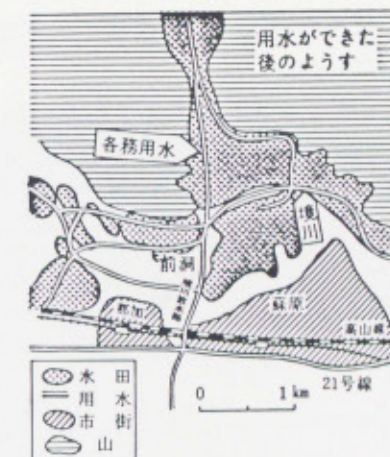
それでも、農家の人々は、なんとか米をとろうと努力しました。

ため池や川から水の取れない水田は、雨だけがたよりなので、日でりが長く続くと、水不足になりました。そのため、米のしゅうかくがきわめて少なくなったり、ひどい時には、いねがかれて、米が少しもとれない年もありました。1883年(明治16年)は、とくに日でりが長く続きました。この年の田うえの時は、夜通し、田へ引く水の番をしなければならない日が、いく日も続きました。

その上に、川のたまり水を、おけではこんで、田に入れたり、やかんを使って水を入れたりするかなしい努力をしました。

そして、雨がふるようにと、「雨ごいおどり」をして、神さまにおいのりをしました。また、みんなが、火のついた「たいまつ」を持って、夜、山にのぼっておいのりする「雨ごい」などもしました。

こんな苦勞のために、つかれて病気になっ



たり、なくなったりする人もあったほどでした。

しかし、これだけ努力しても、水がないため、稲がかれてしまい、ほんのわずかの米しかとれませんでした。

こんなにつらい年が、なん年もありました。

「水があれば、田もふやせるし、米ももっとたくさんとれるし、こんな苦しい生活もなくてすむのに」というのが、すべての農民の気持ちでした。

1-3-2 境川やため池

○近くにある境川や「ため池」の水では、足りないのか。

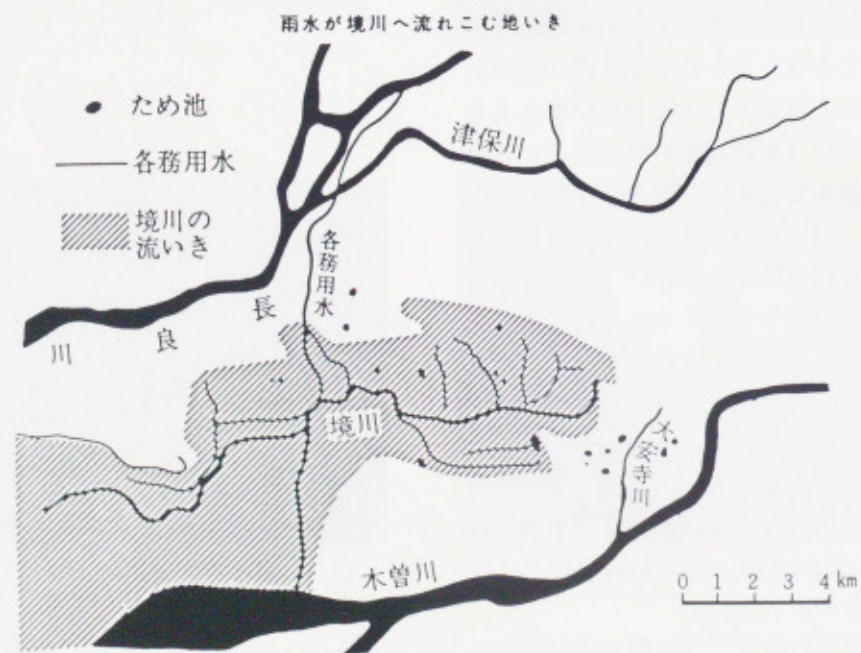
○ため池は、どんなところにあるのか。
各務原市の北の方には、北東の山地を水源として、西に向かって流れる境川があります。この川からも、くふうして水を引いていましたが、次の図でわかるように雨水が流れこむ



● 低いところのたまり水をくみ上げるしくみ

はんいがせまいために、日でりが続くと、すぐに、水量が、すくなくなりました。

日でりが続くと、どの田でも水が足りません。上流の田で水を引くと、下流のくいきでは、境川の水はなく、困ってしまいました。一番水のいる田うえの時などは、境川の水は、



まったく使えません。

そのため、川の水の使えないところでは、山すそに、大小のため池をたくさん造りました。そのため池へ雨がたくさん降る時に水をためておいて、田うえの時に、使うようにしていました。

各務原の東の方にある「おがせ池」も、このようなため池の一つです。しかし、このため池の水も、日でりが長く続くと、なくなってしまいました。

右の「ため池のきまり」を読むと、その頃の人たちが、どれほど、水を大切にしていたかがわかります。

今、各務用水が通っているくいきは、このように水不足のはげしいところでした。

「日でりが続いても、水かれの心配をしなくてもいいだけの水がほしい。夜通し水番をしたり、水をくみ上げたりするつらい仕事をなくしたい。

水があれば、もっとたくさんの田を開くことができる。そうすれば、もっとたくさんの米がとれる。一番よい時に、田うえができ、いねもよく育ち、毎年、お米が、きまった量だけとれて、安心してくらすことができる。」

これが、この地方に住む人々の強いねがいでした。

このねがいが、「用水路を作って水不足をなくそう」という、みんなのねがいになっていったのです。

今も、むかしからのため池が、かなり残っているのです、その一つを右の写真で見ることにしました。

ため池のきまり
かきりある各水たみだりに畑を田にしたり、新しく田を開いたりすると、米をやる水が不足するのば明らかだから、次のようになやくせんとする。
○新しく通水田を開く者は、一反(約十アール)につき、五円以上五十円以下のはんいで、お金のせしめごと。
○三田は、毎年夏より二百十日までの間に引き続き三日間以上雨の降らば、田に水を入れてはいけない。
○日でりが続いて水が不足してきたら、新しく開いた田は水を入れないこと。えんりやするごと。(むかしの村のきまり)

新しく田をつくることをきびしくとりしよった、新しくつくった田へは、水よそくの際には、とくに水を入れることをきんしている。このようにして、今までの田を守ろうとしている。



● ため池のようす (芥見間無田池)



● ため池のようす (桐野池)

1-4 用水路をつくる — 各務用水づくりにつくした人たちの苦勞

1-4-1 用水路をつくる計画

○計画は、どのように進められたのか。

各務用水をつくるのに努力した、横山忠三郎氏（右の写真）は、現在の蘇原大島町に住んでいて、大宮村（現大島町）の戸長（村長）をしていました。〔1872年（明治5年）頃〕

村の農民が、毎年、水不足のためとても苦しみ、水田に水を引くためのひ労働、重い病気になるのを見て、忠三郎氏は、

「日でりが続いても、安心して米づくりが、できるようにするには、大きな川から、水を引くしかない。そのためには、めぐみをうける人々が、協力して、大きな用水路をつくることである。」

と考えました。そして、みんなの先頭に立って、用水路づくりにとりくみました。忠三郎氏といっしょに用水路づくりを進めた人に、山県郡の岡田只治氏、武儀郡の後藤小平治氏などがおられました。



● 横山忠三郎氏の記念ひ



横山忠三郎氏（1918年没）

年	月	日	事項
明治5年	7月	10日	大宮村（現大島町）の戸長（村長）として就任。
明治5年	7月	11日	大宮村の農民が、毎年、水不足のためとても苦しみ、水田に水を引くためのひ労働、重い病気になるのを見て、忠三郎氏は、
明治5年	7月	12日	「日でりが続いても、安心して米づくりが、できるようにするには、大きな川から、水を引くしかない。そのためには、めぐみをうける人々が、協力して、大きな用水路をつくることである。」
明治5年	7月	13日	と考えました。そして、みんなの先頭に立って、用水路づくりにとりくみました。忠三郎氏といっしょに用水路づくりを進めた人に、山県郡の岡田只治氏、武儀郡の後藤小平治氏などがおられました。
明治5年	7月	14日	
明治5年	7月	15日	
明治5年	7月	16日	
明治5年	7月	17日	
明治5年	7月	18日	
明治5年	7月	19日	
明治5年	7月	20日	
明治5年	7月	21日	
明治5年	7月	22日	
明治5年	7月	23日	
明治5年	7月	24日	
明治5年	7月	25日	
明治5年	7月	26日	
明治5年	7月	27日	
明治5年	7月	28日	
明治5年	7月	29日	
明治5年	7月	30日	
明治5年	7月	31日	

忠三郎氏たちは、苦心して造った用水路の計画書を持って、たくさんの村々をまわり、用水路にかんげいする人々に、さんせいしてもらいように、くわしく説明しました。こまっていることなども、話合ったりしました。このことは、上の年表にじゅんじょよく書いてあります。

1-4-2 反対運動

- 水がほしい人ばかりなのに、せっかくはじまった、用水路づくりに反対したのはなぜか。
- そのころの人々は、どんな暮らしをしていたのか。

はじめのころは、反対する人は少なかったのですが、用水路のこまかいきまりをつくる相談をはじめたころから、ふまんを持つ人が多くなり、反対が強くなり、計画が進まなくなりました。

反対する人たちのおもなわけは、

- ①工事にいるひ用のわりあてかたが、気にいらぬし、生活が苦しく、出すお金がない。
- ②たくさんのお金を出しても、ほんとうに水が、自分の田までくるかどうかかわからない。
- ③自分の田や畑を用水路にするのはいやだ。などでした。

反対する人たちは、計画をやめさせようと、県や裁判所や国へうったえたり、反対のえんぜつ会を開いたり、そくりょうのじゃまをしたりしました。

また、横山忠三郎氏や岡田只治氏が通ると、悪口をいったり、その子どもの通学のじゃまなどもしました。

「岡田ぎつねにだまされて、水はコンコン、人はわいわい。」とうたわれたほどでした。

そのころの人々のくらしは、せまい土地で、農業をしているだけで、家ぞくが食べていくのにせいっぱいで、お金をためることはむずかしく、お金をはらうことは、大へんなことでした。

また、そくりょうや、工事のやり方の進んでいないころでしたから、お金をだしたり、田や畑をつぶして用水路を造っても、ほんとうに水がくるのか信用できなかったのです。



● 事務所になった蘇原大島浄念寺



● 事務所のかんばん（浄念寺）

岡田只治氏は、山県郡戸田村に住んでいて、農業のかたわらさんじゅつを学び、戸田に用水路をつくり、新しい水田10町をつかったほどのゆうめいな人でありました。横山忠三郎氏からたのまれて、さっそくしらべたが、用水路を造ることのできる事がわかりました。このとき、只治氏は、かねて自分がはつめいした高低そくりょう器を使って、1886年（明治19年）7月から11月までに、用水路のぜんぶ20キロメートルと400町の田の高低をそくりょうして、図面と工事もくろみちょうを作って、かんげいのやく所に出しています。ついで、只治氏は、県の小崎知事のせつとくにあたりました。知事は、「農は国の大本である。米の生産をよくするための用水路工事には、おうえんしよう。」と県を動かした程の人でした。

1-4-3 工事の苦心

○工事は、どのように進められたのか。
○どんなしっばいや、さいがいがあったのか。

はげしかった反対運動も、横山忠三郎氏を中心とする人々の努力で、やがて少なくなり、用水路を造る工事がはじまりました。

むかしは、今のような、ブルドーザー、クレーン、トラックなどの機械や、セメントなどの材料がないころでしたから、工事には、たいへんな苦勞がありました。

それに、今までにやったことのない大仕事で、しっばいやまちがいをたくさんありました。また、反対する人にせつかく造ったつみの石がきをこわされたこともありました。

大しっばいが、1890年（明治23年）におこりました。待ちに待った用水路ができあがったので、いよいよ水を通しました。ところが、前の夜からふった雨のために、水をふくんでよわくなっていたつみが、こわれてしまったのです。

それはちょうど田うえの時でした。水が来るのを待っていた農家の人々は、こまってしまうました。そこで、せきにん者だった忠三郎氏が中心になって、みんなで力を合せて、大急ぎで、こわれたところをなおしました。やっと、水が通ったのは、1か月あとでした。

この時に使った材料や働いた人数の記ろくは、右の表のようで、今の工事のやり方とくらべてみると、大へんなちがいがあり、大へんな仕事であったことがわかります。

いろいろ苦心した用水路は、ようやく、1890年（明治23年）に完成しました。それから、ちょうど100年たったので、このきねんとして、この「各務用水100年史」をこしらえたものです。

ところが、その年から、大雨や大地しんが、次から次へとおこり、たび重なって用水路がこわれてしまいました。



芥見八番地のさいがいしゅうり工事		
	明治23年8月	現在と比べる
石	約900 t (くさみで45,000回)	8 t 車で120台
赤土	約47 m ³ (くさみで2,750回)	7台
松の木	41本	
竹	32本	
なわ	約8 kg	
人数	約2,000人	30人
日数	13日	2~3日

とくに、1891年（明治24年）の岐阜県がしんげん地であった「濃尾地しん」では、用水路のほとんどがこわれてしまいました。

こわれたところが、あまりたくさんあるため、とても自分たちの力だけではなおすことができませんでした。

そこで、忠三郎氏たちは、県や国へ、用水路のしゅうりのお金を出してほしいと願いました。

そのしゅうりに、11年もかかり、でき上がったのは、1901年（明治34年）でした。

用水路づくりをいい出してから、21年間もかかった大工事だったのです。



● 当時のようすを残している

各務用水の水路とかんがい面積



用水路をなおす工事のようす		
工事の期間	昭和44年~50年	
工使ったお金	約7億9,000万円	
おもな用水路の長さ	幹線水路	約 7,760m
	西幹線水路	約 6,700m
	東幹線水路	約 2,720m
	合計	約17,180m
用水を使う田の面積	約 790ha	

(各務用水土地改良区沿革史より)

1-4-4 用水のできてからのようす

○用水路は、米づくりに、どんなよい結果をあたえたのか。

各務用水の完成式には、すもう大会をしたり、花火をうち上げたりして、大ぜいの人でよろこび合いました。

前のページの地図で見ると、用水路ができて、畑やあれ地などが水田になり、水田のめんせきが、おおくなりました。

用水を使うことによって、雨ふりを待ってやっていた田うえも、いねが一番育ちやすい時にできるようになりました。

また、水くみや、夜通しの水番などの苦しい仕事もなくなり、日でりが続いても、水不足のしんばいをしなくてもよくなりました。

各務用水のゆたかな水は、新しく開かれた水田を加えて、440ヘクタールもにかんがいできるようになりました。

右の写真に見る「各務用水ひ」には、かん文によって、ここに書いたようなことがきざまれて、永久に残されていきます。

1-4-5 今も大切に守られている用水路

○今、用水は、どのように使われているのか。
○わたしたちは、用水路を大切にするのに、どうしたらよいか。

完成後も、大切な水を、水の不足するところへ少しでも、みんなの水田にかんがいできるように工事が行われました。1946年（昭和21年）から着工された取入口を上流へかえる工事、つつみの水もれを少なくするなどの工事も行われ、かんがい面積は、少しずつ広がりました。

なかでも、1969年（昭和44年）から1975年までに行われた、水路をコンクリートにする工事は、一番大がかりでした。工事にいった



● 用水完成のきねんひ（芥見）



● 取入口を上流へかえる工事



● コンクリート水路にする工事

お金は、7億9千万円でした。

この工事によって、より多くの水を流すことができるようになり、JR長森駅（岐阜市長森）を中心とする広いはんいが、新しく各務用水の水を使えるようになりました。この工事で広がった面積は、160ヘクタールもで、全部では、790ヘクタールの水田が、各務用水の水を利用できるようになりました。

右の「各務用水土地改良組合費領収証書」は、用水を利用している田の持ぬしが、しはらった金がくをしめしています。

今も、この用水を使う人たちは、まい年お金を出し合って、用水路を守っています。

私たちも、この用水路の大事な働きをよく知り、用水路に、いつもきれいな水が流れるように、心がけて、協力しなくてはいけないことが、よくわかりました。

1-4-6 むすび

田中君たちは、このように用水を知り、よい学習ができました。



● きれいな水を取入れる
取水口 (1990.6)



● きれいな水を流し、広い水田
をかんがいする用水路
(1990.6)

各務用水土地改良組合費2期分

領収証書	
第 27 号	昭和62年度
納 入 人	平 光 照 雄 納
各務用水土地改良区組合費	2期分
金	7,187,500
賦課額	117 円
上記金額領収しました	
昭和 年 月	収納済
岐阜市、各務用水 農業協同組合 十六銀行各支店 大垣共立銀行各支店 国市農業協同組合 小倉田支店	

用水路にゴミを棄てないよう
監視しましょう。



● 昔の八之字堰埭



● 昔の取水口

第 2 部

劇 (各務用水)

— 水よ流れよ滔滔と —

各務用水

作・演出 龜山真治

〈3幕〉

第2部 劇「各務用水」—— 水よ流れよとうとうと ——

2-1 あらすじ

各務用水記念碑文に「干ばつ災をなして野に青草なく、赤地百里……」とある様に、明治16年当地方は大干ばつにおそわれ、6月上旬から9月中旬まで約2ヶ月半にわたって干天が続いた。人々は池の水を取合い、川より肥たごで水をくみ入れ、幾度も神仏に雨ごい祈願をしたにもかかわらず、田にはき裂が走り、水稻は枯死してしまった。この年の収穫は、わずかに1反歩当り1斗から2斗であったと言う。

この大干ばつをきっかけに、大宮村（現蘇原大島）戸長横山忠三郎、芥見村（現芥見）下野甚助らを中心にして、保戸島村戸田（現関市保戸島）の戸長岡田只治の協力を受けて用水開削の機運が高まり、明治17年2月、芥見、岩田、岩滝、大宮、前洞、西市場、岩地、山後、水海道、三柿野の10ヶ村の有志が集まり、三昼夜にわたって協議を行ったが、用水のあまりの規模の大きさに、工事技術や費用に不安を唱え、また、土地が減ることへの恐れから反対の声が大きくなり、結局話をまとめることができず、解散に至ってしまう。しかし横山を中心とした発起人たちはあきらめることなく、手弁当で手土産を持って各村の人々を説得して回り、徐々に賛成者を増やし、明治20年2月、各務用水開削連合村会が発足し、ここに各務用水は第一歩を踏出した。

しかし、第1回の連合村会は、村費の負担額に不平を持つ下すじ議員の一斉退場、辞任により流会してしまう。その後議員を選び直して用水工事を始めたものの、芥見を中心にして激しい反対運動が起った。折から全国的に盛り上がってきた自由民権運動と結びつき、反対署名や請願、告訴などが相次ぎ、掛樋台の石垣の石を抜いたり、杭を抜いたりといった悪質な妨害が続発。岡田が芥見村の八幡神

水よ流れよ滔滔と 各務用水

作・演出 亀山真治

〈3幕〉



● 各務用水受益区域図

社で袋だたきにされた様な暴行は、外の委員やその家族にまで及んだ。

また、内部においても、用水路線の最終決定を巡って、各村の利害が絡んでの意見の対立や、資金難など難問が山積して、工事は遅々として進まなかった。しかし、横山、岡田を始め委員の粘り強い努力と、水を待ちわびる村人の協力によって、明治23年7月全工事が竣工、晴れの仮通水を迎えたのである。

当日、得意満面で現われた阿部直輔郡長を始め、委員、村人らの見守るなか、津保川の掛樋の水門が開かれ、水は一気に用水をかけ下り、一番難工事だった8番地も無事通過。期せずして万歳の声上がり、人々は興奮の渦のなかで祝酒に酔った。しかし、・・・。

2-2 劇 — 第1幕

第1場 — 雨ごい踊りの場 (明治16年夏)

第2場 — 発起人の説得 (明治17年2月)

第3場 — 出合いの場 (明治20年春)

第4場 — 連合村会流会 (明治20年4月)

劇 — 第2幕

第1場 — 八幡神社の場 (明治22年2月)

第2場 — 8番地の工事 (明治22年3月)

第3場 — 若者転機

第4場 — 仮通水の場 (明治23年7月24日)

劇 — 第3幕

第1場 — 復旧のつち音高し (明治23年8月)

第2場 — 加納輪中の抗議 (明治24年6月)

第3場 — 夜の田植 (明治24年6月)

第4場 — 2人の再開 (明治24年8月)

第5場 — 横山忠三郎とその妻

第6場 — 収穫の喜び (明治24年秋)

第7場 — フィナーレー

「各務用水碑文」が読み上げられて終わる。

2-3 劇の作者、公演者など

作・演出 — 亀山真治氏

公演者 — 1978年(昭和53年12月10日)
岐阜市民会館において、
岐阜市岩田「岩青少年演
劇20周年記念公演」で行
われた。

2-4 100年記念の公演

公演者 — 岐阜市藍川中学校2年の
皆さん大勢

第 3 部

沿 革 編



第3部 沿革編 ——— 各務用水完成から100年

3-1 各務用水100年の要約 — 早わかり

この受益区域は、現在でこそ肥沃な農業地域であるが、用水開削以前の明治初年すなわち100年前は、極めて厳しい水利条件に置かれていて、干ばつ地域であった。

受益地域の水田開発の歴史は、明らかでないが、中世荘園時代から徳川時代から徳川時代にかけて、津保川より引水する用水路建設の動きが、度々企てられたが、大土木工事でとても歯がたたなかったこと、荘園領や封建領主による分割統治であったこと等で実現しなかったわけである。

当時のかんがい施設は、天水やわずかのため池に依存していた。干ばつ時に農民達は、昼夜の別なく境川や悪水路から肥おけて水を補給したが、まさに焼石に水で、枯死を救うに至らず、天候任せの農業で他所より貧しくみじめであった。

各村は、領主の異なるごとにわずかな水源を持っていた。その中でも上流部の上、下白金村の区域は、白金用水を持っていた。この用水は、郡上川（現在長良川）から取水していたが、郡上川は徳川幕府の御料鵜漁場となっていて、又各所に「ヤナ」が設けられていたため争いが絶えず、水利に恵まれながら十分な取水ができなかった。

かって郡上川は、山県郡中屋から西へ流れ、太郎丸、高富、梅原を経て伊自良川と合流し、方県郡岩利を通過して南流していた。これが1534年（天文3年）9月6日の大洪水により、今川（現在長良川）となった。古来、度々企てられていた用水路開設の願いは、今川からの取水へと変化したのである。天文の大洪水によって、今川は山県郡千疋、側島、戸田の



● 昔の河道状況

各村を貫流し、芥見村で津保川と合流し、厚見郡早田村で、旧長良川へ合流していた。

白金用水の改修については、取入口の小屋名村、水路通過地の上白金村の了解が困難であったが、更に困難を極めたのは、「ヤナ」を管理する鵜匠の承諾であった。その相手方に対しては、毎年の年貢を約束し、工事は自費で行うことを誓約して、1835年（天保6年）に交渉を開始して以来、実に10年の歳月を要した。勿論幕府の出先笠松堤方役の検分と許可を得たことは言うまでもない。

受益地域の各務郡芥見村有志は、同郡岩滝、大宮各村々の戸長と計り、津保川からの取水について県知事へ鑑定を願い出た。これが各務用水開削のさきがけであった。

3-1-1 各務用水開削工事

この工事は、当時としては大計画であったので、受益者の同意を得る前に、先ず県へ技術上の鑑定を願ったが、県は直ちに判断を示さなかった。その後、1883年（明治16年）大干ばつが起き、6月上旬から9月中旬まで降雨がなく、用水は枯渇した。田面はひび割れ、境川から肥おけて運んだ水は焼石に水で、連日の水運びの過労で死者がでる有様で、稲は枯死した。戸長は県に干ばつ貸与を願い出た

ので、県は地租貸与法に基づき、同年納付すべき地租を貸与し、以後10カ年で分割返納の救済をすることにした。

この貸与方法に不満を持った受益者横山忠三郎氏は、各務郡長駒田正忠に苦情を申出た。郡長は、「地租貸与は、年賦返納を要するので、それほど助からない。干ばつには、恒久施策を講ずるのがよい。去る、1880年（明治13年）芥見有志が、下流戸長の賛成を得て、新規用水開削の出願をしたと聞く。それに関して、山県郡戸田村岡田只治氏は、土木工事熟練であると聞いている。先ず岡田氏に頼み実地検分してはどうか。小生も協力するので、貴公も率先して有志を集めよ。」と言い賛意を示した。

このように県の支持を得て、有志者大会を開き、発起人を選挙し、測量を行い、用水開削の可能性を証明し、各村有志者は三昼夜にわたり協議したが、長塚村を始め反対する者が多く、まとまらずに解散した。この時の計画は、上白金地内の今川より取水し、津保川の古堰へ一度落し、再び取水して山田、芥見、岩滝を経て境川筋伊吹村地内字山の鼻までの用水路開削をしようとするものであった。

一方、白金用水では、郡上川の河床変動により、ますます取水困難になっていた。二ヶ村用水協議会は、1885年（明治18年）に岡田只治氏に依頼して調査設計をなし、従来の二つの用水を合口することを二ヶ村用水協議会で決定した。岡田氏は、将来の開田を見込む場合、津保川取水では不十分であり、長良川から取水する一大用水を開削するのがよいという意見を、駒田郡長、小崎知事に進言して大いに賛成をえたのである。その後岡田氏は、各村を自費で説得して回り、賛成者百余名を得るに至った。

その後、各村有志より測量費144円の拠出を得て、1886年（明治19年）7月から10月までに用水路延長約20軒、各支線のかんがい田面の高低測量、平面図、工事仕様書等を調製

して、厚見、各務、方県郡長を經由して知事に提出した。

知事は、土木課長に調査を命じて、測量内容を確めて、その旨通知した。発起人岡田只治氏、組合有志23名及び各村戸長5名の連署による連合村会の出願をし、1887年（明治20年）各務郡芥見村外9ヶ村（岩田村、岩滝村、大宮村、三柿野村、前洞村、西市場村、山後村、岩地村、厚見郡水海道村）を各務用水開削連合村会の区域に指定し、郡長阿部直輔氏を管理者と定めた。この連合村会は、1880年（明治13年）太政官布告「区町村会法」によるものであり、用水費用の賦課徴収その他管理のための水利土功会の基盤となる団体であった。

同年連合村会は、管理者阿部郡長の招集で初回の審議を行い、連合会予算を議決した。会議費21円、土木費16,737円、計16,758円であった。同時に各務用水維持規約を設け、各務連合用水委員7名を置くこととした。

このように出足は順調であったが、各村の負担割合に不満を持つ議員の退席や辞職により、議会は審議が幾度か中断した。が知事の指令により強制することとなった。芥見村、岩田村及び岩滝村の用水反対者は、一斉滞納の挙に出たが、差押えを執行したのであった。

かくして、各務郡芥見村を中心とする反対気運は急速に高まっていった。村民は、岐阜市西別院に集合して、郡長に請願しようとして警官の訓諭を受けたが、用水路線測量の妨害をしたり、測量時に樹木を無断伐採したとして告訴した等の反対行為をした。が告訴は却下されて、土地収用法が適用されたため反対は徐々に終息していった。

1888年（明治21年）県土木課は、予算の成立を待ち、測量及び実施設計を行い、工事は、小屋名村地内4工区、上白金村3工区、下白金村2工区の9帳場に分割して入札に付して、請負施工した。かくして、1888年（明治21年）5月19日掘削工事に着手し、6月中旬完成、通水した。又、別に行った長良川取水口一番

樋は、9月2、3日敷設し、9月20日に通水して成功したという。

引続き下流の測量及び実施設計を行うこととしたが、芥見村は反対が強いので、刺激することを避けて、同村字四十八の分水点以降から着手し、1888年9月に終了した。

工事施行については、1888年（明治21年）10月県土木課書記が、芥見村第1号帳場において模範丁張を行い着工した。専門技術を要する帳場とか掛樋は、業者施工とし、その外は、用水委員が農閑期の所得方法として願出て、地元施工とした。工事途上で古墳を発掘したとか、又工事中の車馬通行禁止について警察署新加納分署へ届出をして許可を得る等用水委員の努力はめざましかった。かくして、各務用水開削工事は、1888年7月全工事を終了した。その後の実測によれば、用水路延長は、24軒577米であった。

完成直後の通水で各所で崩壊し、又災害も発生した。資金が乏しいのに、復旧工事をなし、1890年（明治23年）8月に竣工し、翌24年4月になって、4年5ヶ月と工事費20,747円（うち借入金7,917円）と災害復旧費150円（借入）をもって完成したのであった。

3-1-2 下流域からの抗議

各務用水完成を喜んでいたのに、用水末端は、荒田川流域になるため、加納輪中を始め荒田川関係の21ヶ村は、古来悪水排除に苦心していたところへ用水末端が流入してくるとして、1891年（明治24年）用水差止めを知事に願出た。

この願いについては、1896年（明治29年）の大洪水の復旧工事の際、長良川への余水吐を施工したことにより解決した。

3-1-3 濃尾震災

1891年（明治24年）10月28日に突然大地震が発生して、完成したばかりの各務用水路を無残にも随所において破壊した。断層線が下

白金村を通り、長良川を渡ったということからもすさまじいものであったことが判る。この復旧工事は、用水路新設にも相当する規模であった。1892年（明治25年）10月に工事費13,328円をもって着工し、1893年7月に復旧を完了した。

その後、1896年（明治29年）の大洪水により、津保川の大掛樋の流失の大被害、更に1897年（明治30年）芥見地内の築立部漏水個所の改修等を行い、各務郡芥見村外9ヶ村用水組合の使命は終わったのである。この当時の組合事務所は、1892年に津保川掛樋近くに設置されていた。

3-1-4 普通水利組合

町村連合組合法に基づく水利土功を目的とする芥見村外9ヶ村組合は、1897年（明治30年）10月29日内務大臣許可により、岐阜県普通水利組合条例が施行された。用水組合では組織変更を行い、知事の許可を得、各務用水普通水利組合となった。管理者は稲葉郡長であった。

3-1-5 八の字堰

上・下白金用水の取水口で、その後各務用水の取水口となったが、取水の構造は、玉石を積上げたものであった。毎年300~400円をかけて設置したが、玉石の採取とか洪水により安定しなかったため、新堰の築造は永年の懸案であったものの、連年の災害復旧に追われて余裕がなかった。

1899年（明治32年）岡田只治氏は、掛斐川の例にならい、八の字形の用水堰を設計し、工事費1,458円をかけて翌年3月までに築造した。この新しい堰の建設は、各務用水普通水利組合の最初の事業であった。

3-1-6 津保川掛樋の改修

用水創設当時の津保川掛樋は木造であった。その後の濃尾震災、水害復旧の際も木造で改修された。1909年（明治42年）組合の通常総会において、津保川掛樋の掛替の時期が近づいており、1912年（明治45年）には公債償還が済むこと等から、鋼構造で架替することになった。組合は早速運動を始めたところ、ようやく明治45年度（1912年）予算に総工費44,536円（県費13,200円、組合費31,336円）が計上されて、県議会の承認をえた。工事は、1912年（大正元年）10月1日起工し、翌年4月25日に完成した。工事は、美濃電気軌道(株)社長の手代が請負ったのであった。



● 鋼製掛樋の完成

3-1-7 長良川河川改修と河床低下

木曾川上流改修事業は、1921年（大正10年）から10ヶ年計画で行われることとなり、長良川は、羽鳥郡小藪村から岐阜市に至る区間であった。改修工事の進捗に伴って、河床低下が各務用水取入口付近まで及び、取水困難という予想外の事態が起ってきた。そこで、八の字堰の大改修か、取入口を上流へ上げて設けるか二者択一に迫られた。

1942年（昭和17年）県営事業として通常県議会議に提案された予算は、3ヶ年継続の45万2千円であった。戦時下のため資材、労働力が不足し、1946年（昭和21年）まで着工できなかった。

3-1-8 県営かんがい排水事業（第1次）

八の字堰地点での改築は不能により、取入口は、2.34軒さかのぼって関市小瀬地内站の瀬橋上流100米の適地に設けた。用水路2,330米（トンネル723.5米、暗渠541米、開渠1,065.5米）を設けて、旧取入制水門に接続した大工事であって、総事業費75,532千円を要し、1946年（昭和21年）より6ヶ年をかけて1951年（昭和26年）に完成した。受益面積770haに計画用水量4.66立方メートル/秒を合理的に配分し、米231トン（3,850俵）の増産効果を得る画期的な成果であった。本県における県営かんがい排水事業のさきがけであった。



● 上流工事の鳥かん図

3-1-9 土地改良区の設定

1949年（昭和24年）6月6日土地改良法が公布されて、普通水利組合は、土地改良区に組織変更した。このため昭和26年度の通常組合会は、最後の普通水利組合会であったものの、土地改良区発足の総会でもあった。

3-1-10 災害復旧工事

1959年（昭和34年）9月26日の伊勢湾台風による災害復旧に171万9千円、1960年（昭和35年）8月13日の第2室戸台風の災害復旧に1,023万7千円、その外災害復旧に228万9千円をかけて復旧工事をした。更に、1963年（昭和38年）に取入水門のゲート巻上機を手動式から電動式に143万円をかけて改良した。

3-1-11 県営かんがい排水事業（第2次）

1951年（昭和26年）に取水施設を改良して取水については安定したものの、開削以来の用水路は70数年経過しているため、老朽による漏水が多く、下流部では用水不足が常習的であった。更に、漏水による水路の崩壊も度々起り、毎年の維持補修費が多額になってきた。

受益地内の末端水路は、用水、排水兼用のため営農の近代化ができず、下流部の境川、荒田川流域では、一度これら河川に入れてから再取水していたが、周辺の工場排水流入、都市排水流入等で水質汚濁し、用水利用ができなくなった。

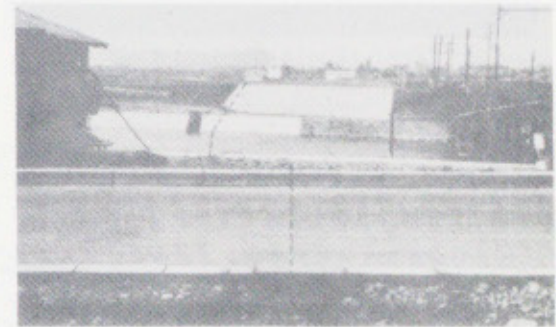
一方、受益地域内では、耕地整備事業が始まっていた。

このため土地改良区は、1961年（昭和36年）から1963年にかけて用水路改修計画を立案した。これは、現況空石積水路の中へ三面コンクリート水路張りとし、用、排水路を極力分離して分水機構を確立して配水を合理化しようとするものであった。更には水路改良によって長森区域を地区編入して用水幹線機能を充実することにした。

しかし、地区編入等の調整に年数を要したが、県営事業の全体設計は、1968年（昭和43年度）に行ったのである。1969年より工事に着手し、用水路17,181米を総事業費7億9,829万7千円で1974年（昭和49年）に完成した。この工事の中で津保川大掛樋を撤去して、サイホンに改良したので、一変して近代的水路になった観があった。この改良事業により岐阜市東部長森地区まで各務用水の恩恵を受けるようになった。これまでは、実に80数年の歩みによって実現したのであった。



● 幹線水路の改良



● 津保川サイホン

3-1-12 維持管理適正化事業

土地改良区等が管理する土地改良施設の整備、補修の拡充強化を図るため、国と県及び土地改良区等が資金を拠出し、この資金により土地改良施設を整備する仕組の事業である。1977年（昭和52年）に創設されたもので、各務用水土地改良区は、県営事業完了から5年目より適格なので、早速1979年（昭和54年度）より、この事業に着手し、取水設備の補修、水路付帯施設の補修、塗装等を9ヶ年で事業費2,300万円をかけて整備してきた。今後も状況に応じて実施していく。

3-1-13 各務用水土地改良区事務局

所在地	電話	理事長	事務局
岐阜市司町1 総合庁舎内	64-1111 内線535	浅野庄一	局長 小森時雄 書記 田中敏子

各務用水の沿革を知り、用水を大事にしましょう。

—100年前からの先人達の献身的な努力によって各務用水がある—

「干ばつ災をなして野に青草なく、赤地百里……」と各務用水記念碑文にあるように、1883年（明治16年）の大干ばつにより、用水づくりが始まって100年たった。今各務用水は地域の農業の大動脈である。

1965年（昭和40年）12月に作成された「各務用水土地改良区沿革史」に基づき、現代流に書き改めた。



3-2 各務用水開設以前の水利の様子

津保川から取水計画を企てたことのある旧各務・厚見の2郡10ヶ村（現各務原市、岐阜市）および小規模な用水設備をもっていた武儀郡旧2ヶ村（現関市）の区域の様子を調べてみよう。

3-2-1 石器時代

この区域における石器の出土が少なくないことから、人類が居住していたのは古くからと思われる。農耕民族が住むようになったむらは、不完全ながらも用水の設備をしたようであるが、この区域の地勢が高いため、長良川や津保川を近くにみながらすすべもなく、また境川は干ばつ時には水が枯れるために、この区域の農民は5風10雨を待望する自然の成りゆきまかせの極めて貧しい稲作で明けていた。

3-2-2 王朝時代

蘇我氏全盛時代の一族蘇我石河麿がこの地方を領したとき、津保川より各務野までの用水計画を企て、開削を始めたが挫折したということが岐阜市芥見真聖寺に伝わる古記録、養笠山之記にみられる。今もなお八幡神社の西50mの朝日堀がその遺溝であるという。養笠山の名は、朝日堀開削のため、うんかのように集ってきた領民百姓の養笠の置場であった由来といわれる。蘇我石河麿の計画は、津保川からの引水を計ったのである。

3-2-3 荘園時代

そして封建社会前期に入り芥見郷は芥見荘となり、1000年（寛元3年5月）には武儀郡山田村もその荘域となったが、1000年（永享3年正月）には、岩滝郷と同じ石清水八幡神社領に変わった。その後も所領が変わっていったが、一向に朝日堀の掘削工事はなしえずに時代は推移した。

3-2-4 徳川時代

戦国時代から織田・豊臣時代までのこの史料がないが、封建社会後期の徳川時代に入り、各村は領主、幕領、領主へと幾度か変遷していった。

このように地勢が高く、土木技術がなく、規模が大きかったこと等により用水開削ができなく、永年天水と池に甘んじ、干ばつ時は昼夜を分たず肥桶で水を運び、九牛の一毛のたよのような苦闘の連続で明治を迎えた。

3-3 明治初期の水利の様子

当時の長良川中流地域では、徳川期に曾代用水と肥田瀬用水が開発されていたが、これら用水は農民等の全財産投入の努力によって、複雑な土地支配関係の調整と、人力の技術だけで成しとげられた大きな用水で有名である。

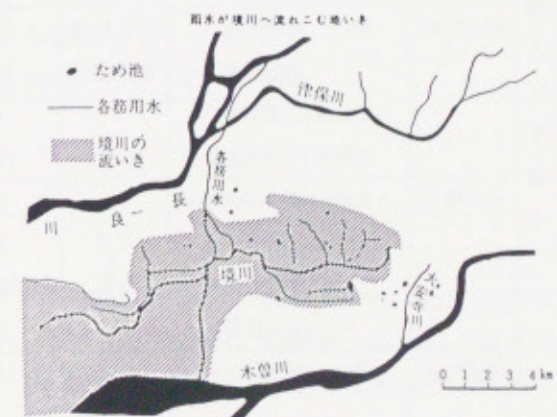
この時代には、各務用水区域では、農民衆からも、土地支配関係からも、長良川の自然条件からも用水の芽生えがなかった。

ところが、明治政府の誕生により土地支配関係の解消と、長良川の河床変動による用水の取水問題に起因して、地域の先覚者の偉大な識見により開発されたわけである。

1880年（明治13年）当時のこの区域の水田の用水は、山すその小ため池と、各務村地内の流域、水量の乏しい境川からの取水だけであった。



● 芥見にある朝日堀の現況



その用水源の乏しさは、各務原台地の原野、小松原、藪等が残されていた様子から知ることができるのである。

当時の水利状況について、現各務用水の中流部、下流部について探ってみよう。

芥見村の水田171町余、岩田村34町余は、ため池による外は、天水（雨水）だけであった。

右の表のため池の大きさ（周囲長）だけでは、貯水量をつかめないが、いわゆる皿池であるから貯水量が少ないので、悪水利用もしていたと思われる。

とりわけ芥見村は、常習的な水不足で低位生産地であったことが想定される。

芥見より南部では、間無田池からの水路に入る悪水を集め大宮村では用水として利用されていたので、水利条件は更によくなかったといえる。芥見、岩田村では用水不足に悩みながらも開田がなされていたのに比べて、大宮村より以南では、用水不足のために相当原野が残っていたことから理解できる。

次に境川筋の用水利用形態をみてみよう。

	村名	井セキ（用水路）	井セキ設置期間	水田面積	流末	付記
境川筋上流より下流へ	各務村	境川 北島用水	4月20日 9月20日	4.0 ^町	境川	*小タメ池2
		" 沖田用水		30.5	和合村へ	
		芋ヶ瀬池より		22.7	"	
		" 村前用水		23.8	境川	
		御戸池より山前用水 勘洞池より荘名用水		14.4 15.8	和合村へ 境川	
	和合村	境川 大寄用水	旧5月中 8月彼岸	16.0	古市場村へ	
		" 木無用水		19.7	"	
		野口池より野口池用水		4.0	古市場村へ	
		東島池より東島池用水		8.7	"	
	古市場村	*和合村境川前田用水	5月 9月	8.0	伊飛島村	*伊飛島村と両村持 *なお同村では和合村木無井セキに対し、 村内1戸に付古儀1金25銭、人夫2人 づつ和合村へ渡した
		境川 五反田用水		8.0	境川	
		" 二反田用水		5.0	"	
	伊飛島村	" 山ノ鼻用水	5月20日 9月20日	6.0	伊飛島村へ	*うち1は古市場村と共有・年替交代で セキを造った
		*境川 用水路3本		11.9	大宮村へ	



	水田面積	タメ池の大きさ	補給
芥見村	171	老洞池(周囲103間)	大洞村から の悪水利用 又は天水
		膳所ヶ洞池(周囲16間)	
		不動寺池(周囲98間)	
		間無田池(周囲17間) * (周囲45間)	
岩田村	34	具森池(周囲465間)	
		釜洞池(周囲465間)	

	村名	井セキ（用水路）	井セキ設置期間	水田面積	流末	付記
境川筋上流より下流へ	岩滝村	*境川 用水路	6月10日 9月25日 常井セキ	10.0 ^町	大宮村へ	*年毎に村内の半数づつがでてセキを設ける
		5本				
		タメ池 7				
	大宮村	境川 沖用水	6月21日 9月23日 常井セキ	20.3	当村に終る 西市場村へ "	*芥見村から岩滝村を経て境川に入る。 *植付後干ばつの時臨時囲水に築立、この井セキ設置の日から所々で担桶で取水する。 *村ではこの外伊飛島村悪水溝より同村悪水を境川に落すため、毎年溝敷米5斗を同村へ納めた。更に伊飛島村元島崎組より悪水受け米3斗を納めた。
		" 赤羽根用水		10.5		
		" 前田用水		9.4		
		" 馬出橋用水		4.3		
	前洞村	間無田川より道北用水	6月21日 9月23日 常井セキ	6.0	当村に終る	
		境川字北島出に設く		9.0		
前洞村	境川 東野用水	6月21日 9月23日 常井セキ	9.0	当村に終る		
	" 野畑用水		5.0			
	" 西市場用水		6.0			
前洞村	" 三井田用水	6月21日 9月23日 常井セキ	11.0	当村に終る		
			11.0			

	村名	井セキ（用水路）	井セキ設置期間	水田面積	流末	付記
境川筋上流より下流へ	西市場	境川 用水路1本	6月10日 常井セキを設け 20日までにセキ立てる	4.4 ^町	字前畑で境川へ 字前畑境川より引き山 後村へ	*西市場、山後、桐野 岩地4ヶ村入会
		" "		2.7		
		タメ池 *				
	山後村	境川 用水路	5月17日 9月20日 常井セキ	6.1	境川	*この井セキは、西市場村前畑所在のもの *西市場外3ヶ所村共有
		" "		1.5		
		西市場村境川 "				
	岩地村	野川 "	常井セキ	0.9	長塚村へ	
		タメ池 * 南洞池		6.8		
		境川 用水路1本		3.0		
	水海道村	タメ池1	5月20日頃 9月20日	18.0	岩地村へ	*野一色村雨池

(注) 村名の__は、各務用水関係区域を示す

境川は、平坦部に入ってからの上流部の各務村へ伊飛島村の間約4kmで約119町の水田をかんがいしていたのに比べ、その下流の岩滝村、大宮村より水海道村に至る下流部では

約125町の水田をかんがいしていたにすぎない。従って大宮村、前洞村、岩地村、最下流の切通村などでは、恒常的な用水不足状況であった。

3-4 上・下白金用水の様子

武儀郡上・下白金村は、白金郷といわれ早くから開けた村であって、白金荘となった。隣の小さな村は、郡上川に沿い南へ低いことから往古から用水設備があったようである。

3-4-1 今川筋の用水

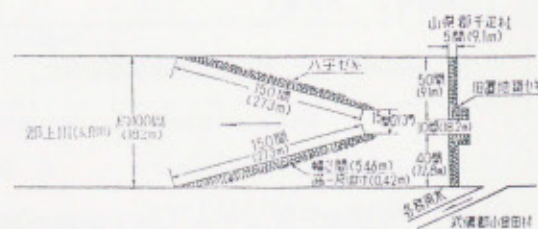
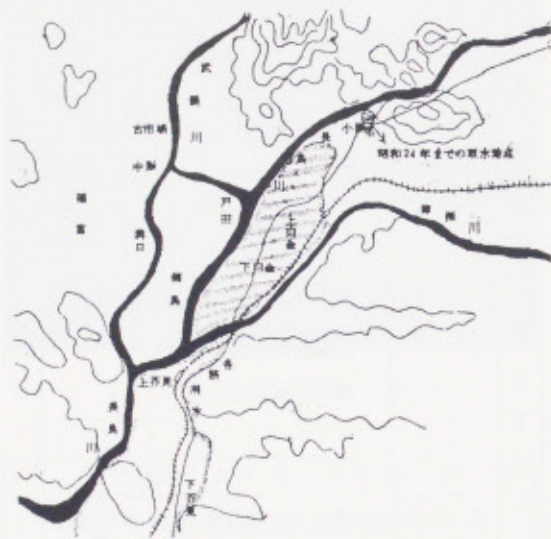
郡上川は、1534年(天文3年9月)の洪水で従来の山県郡中屋から右へ流れて伊自良川へ入っていたのが変わり、山県郡千疋、側島、戸田村を貫流して、各務郡芥見村で津保川を合せて、下流厚見郡早田村を貫いて現在の長良川を形成した。その後の大洪水で側島、戸田村の東側を流れる派川の今川ができた。その今川に取水口を設けて上・下白金村の用水利用をしていたが、1798年(寛政10年4月)の洪水で取水口付近は川原となってこの用水は消滅した。

3-4-2 小屋名のソジャナと用水利用

武儀郡小屋名村には、古来「ソジャナ」があって村名も「おやな」から起きたのである。また対岸の山県郡千疋村もこれにちなんだ名であった。このソジャナは河の両岸から堰を設け中間に8間に8間の魚道を設けて舟運の便をはかり、それより左右両岸へ斜めにササ堰を設け、その堰の後より河岸へ、先き張、2の綱、中綱、4の綱、て綱とて、十目の粗綱から15目の密綱まで5条の張り綱をもって漁獲したものである。徳川時代御用ウ漁の始まりとこの「ソジャナ」は存続が認められた。

1798年(寛政10年)の洪水で今川筋の取水口を失った上・下白金村では、この「ソジャナ」に注目し、小屋名村に交渉して「ソジャナ」の上流に取水口を設けた。が10年後に川底が低下して取水困難になった。

当時の川筋は、「昨日のフチは今日の瀬となる」のことわざのように郡上川の川底の変化により用水取水困難になったので、1835年(天保6年)の秋下白金村旗本領分(370石)



の百姓相談の上、1798年(寛政10年)まで使った用水筋1.2軒、平均幅3.1米を掘り割る話が持上がり、小屋名村へは納めた井水路年貢米3石及びその場所へ立戻り取立てる井水道筋年貢米3石、都合6石を納めることで納得を受け、又上白金村へは用水組合を分れても従来の井水路年貢米3石を負担することで納得を受けた。この計画を聞いて下白金村の岩村藩領分(170石)の百姓も参加することになり、「工事は一切自普請で施行し、お上様へいささかも御迷惑をかけぬからお聞濟みされたい」と同年11月藩の代官へ願い出た。

3-4-3 新用水掘割り願いの難関

新用水の話は進むかにみえたが難関にぶつかった。小瀬村のウ匠へ掛合ったところ、下白金村の井水掘割は、新しい井水なれば堅く差止めるが、これを済ませば将来所々に新井が出来るようになるかも知れぬと先を案じて得心されなかった。更に庄屋、年寄3人を頼んでウ匠へ交渉したが承諾がえられず、仲裁人は力及ばずと投げ出した。やむなく翌7年3月下白金村役人は、「尾州藩役所がウ匠を説得されて用水の掘割りが出来るよう掛合っていたきたい」旨を笠松堤方役所へ願いでた。

この願書の差出しの際、「岩村藩領からも御あいさつがなくては取計い難い」の返答があり、八方手を尽した結果円滑に解決するかにみえたが、ウ匠の態度がすこぶる強硬であり、下白金村では手をかえ品をかえて周りのお歴々を次々と頼んで掛合ってもらったがウ匠の承諾がえられずに数年を経た。村方ではやむなく田を畑にすることを考えたが、村方がますます困窮するのは明らかなので途方にくれていた折、これを見兼ねた近隣の庄屋3人が仲へ入り1844年(天保15年8月)やっとウ匠を納得させたが、10ヶ年の難関を解決したのであった。

村方では仲裁人に感謝して、この用水を使い田地を相続する限り、永代米1.8石を差送

武儀郡上・下白金村の用水筋掘割り願いの難関を解決した。この願書の差出しの際、「岩村藩領からも御あいさつがなくては取計い難い」の返答があり、八方手を尽した結果円滑に解決するかにみえたが、ウ匠の態度がすこぶる強硬であり、下白金村では手をかえ品をかえて周りのお歴々を次々と頼んで掛合ってもらったがウ匠の承諾がえられずに数年を経た。村方ではやむなく田を畑にすることを考えたが、村方がますます困窮するのは明らかなので途方にくれていた折、これを見兼ねた近隣の庄屋3人が仲へ入り1844年(天保15年8月)やっとウ匠を納得させたが、10ヶ年の難関を解決したのであった。



● 小瀬鶴飼—1000年余の伝統をもつ

ると共にウ匠との証文も取交したのである。

新用水掘割について笠松堤方役の検分を願い出たところ、小屋名村は溝筋少々差支えのところがあり、又上白金村は古用水と並ぶため新掘へ水漏りの心配があり、古用水二の樋より内へ入れ、溝筋を替えるようとのことが第二の難関となった。

笠松堤方役所では、両村差障りの解消の申渡しと近隣のお歴々3人の仲裁で無事解決したのである。

3-4-4 下白金用水の完成

かくして掘割り工事が進み完成したのであるがその詳細はつまびらかではない。1859年(安政6年)11月の上白金村への溝敷地米証文により完成したことを知ることができるが、用水使用は、1847年(弘化4年)の田植からとみられる。

このように上・下白金村は、用水設備を持って干天続きの年も稲作ができて、明治時代へ入っていった。

3-5 明治の新しい幕明けと用水計画

3-5-1 明治維新

1867年(明治元年)5月笠松県が置かれて、旧幕領であった厚見郡水海道村、各務郡北洞村及び芥見、岩田、前野村の一部はその支配地になった。武儀郡下白金村の一部を支配した者は勤王派で領地奉還し、西市場村、岩地村、山後村、大島村及び宮代村、岩田村、芥見村を支配した者は、洞が峠にいたとして上地を命ぜられて、名実共に笠松県の支配に入った。

藩地で残っていた土地も1871年(明治4年)7月の廃藩置県により県名に改められたのである。

次いで同年11月各県を廃して美濃国一円が岐阜県となった。土地の支配関係は統一され

笠松堤方役所 検分書

上白金村	下白金村	山後村	岩地村	西市場村	大島村	宮代村	岩田村	前野村	北洞村	水海道村
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(注) 以上各村の用水設備は、明治13年(1880年)3月に完成した。

地租改正を始め相次いで大改革が行われ、民政の庄屋が廃されて戸長に変わる等していったが、農業用水としては何等手が加えられず天災とあきらめつつ年を経ていったのである。

3-5-2 有志による用水計画

1880年(明治13年)3月になって各務郡芥見村の有志者6名が、津保川より取水の用水を発起し、下郷戸長の同意を求め、岐阜県に提出し鑑定を願いでた。明治維新の諸政策にもなれ、人心の安定がうかがえるわけである。

当時としては大計画であり、農業土木技術もないため、関係村民の承諾を求める前に、まず県へ技術上の検分を願ったものであり、下村の戸長の保証印を得るにも村方へは一切厄介をかけない旨の一札を差入れていることは明治の人柄がうかがえる。

これに対し県は容易に動かず、数年経過していった。

この用水計画が、各務用水開削の引金になったことは、次の事項よりうかがえる。

3-6 干ばつとの闘い—用水開削への引金

各務用水誌によれば、1883年(明治16年)の干ばつは次のようであった。

「6月上旬より9月中旬に至るまで約75日にわたる干天続きで、用水施設のない区域の田面がひびわれ、乾燥して水稻が枯死し、僅かな黒穂で反当り1~2斗を得たもののその米は苦くて食べられず、県へ干害貸与を願出たという。境川の区域では昼夜を分たず肥たごでくみ入れ、神仏に雨ごいをし、過労のため発病し死に至ったほどの悲惨な出来事であった。このとき地租貸与法により同年納付すべき地租の貸与を受け、その後10ヶ年分割納付すればよいことに救済されたという。」

明治十三年三月

大宮村	33.5 ^町	35.5 ^町	119.00 ^町
三柿野村	1.2	134.0	26.70
前洞村	27.8	52.5	147.10
西市場村	12.0	36.5	43.80
岩地村	2.2	59.1	12.70
山後村	4.5	77.1	34.54
水海道村	18.4	52.0	95.90

明治16年地租貸与金

村別	干ばつ反別	1反歩当り	貸与金額
大宮村	33.5 ^町	35.5 ^町	119.00 ^町
三柿野村	1.2	134.0	26.70
前洞村	27.8	52.5	147.10
西市場村	12.0	36.5	43.80
岩地村	2.2	59.1	12.70
山後村	4.5	77.1	34.54
水海道村	18.4	52.0	95.90

と語った。駒田郡長は、大賛成し、小崎知事に上申するよう勧めた。直ちに建議した結果、知事もろ手を挙げて賛成した。

かくして用水実現に自信を持った岡田氏は、一大用水起業願書を作成し、まず横山忠三郎氏の賛成を求めた。次いで各村各字を回り、時には自費をもって酒や品を持参し、昼夜を分たず説得に東奔西走し、100余名の同意を得る傍ら、時々芥見村東屋あるいは岐阜市上竹町菊平方に同志者の集会をもち、各字の負担反別の下調べを進め、立案の用水設計について同意をえた。

後年、岡田氏の認めた「各務用水路起業てん末上申書」の一節は次のようであった。

「本用水路は、水源を武儀郡小屋名村字松原にとり、長良川岸より80間入りて一番樋（長13間、幅2間半）を敷設し、この間幅5間、一番樋管より長600間、幅3間のところに二番樋（長、幅前同）を敷設す。この間は石河原なり。それより下流上、下白金二村の地内、地勢平坦なる耕地、宅地にして、長1,400余間は水路敷幅2間3尺とし、これより武儀、各務両郡の境を貫流する津保川を横断するに、長54間、幅2間の木造の掛樋を、高さ1丈5尺余のところを架設して芥見村に達し、以下880余間のところは幅2間3尺とし、この間山に沿って地盤の低いところは、高さ2丈余を築き上げ、平均高1丈余の築立をなし、芥見村字嵯峨に至る間は、地盤平坦な耕地にして、長1,100余間、幅2間3尺、字四十八に至り、西南の2線に分れ、南線は長3,000余間、幅6尺、地勢平坦な耕地、宅地を通して、各務郡前洞村に接続する各務原を貫流し、境川に流入す。又西線は有名な田畑及び山地にして、長2,600余間、幅6尺、西市場に至りて境川に注入す、又西市場より幅4尺の1線を開き、厚見郡水海道に至りて終る。」——計画の全ぼうがよくうかがえる。

岡田氏の履歴
 岐阜縣美濃郡山種郡戸田村
 十六番戸平民農
 岡田 只治
 嘉永三年五月生
 余ハ元ト農家ニ生レ幼ヨリ農事ニ従事シ傍ラ普通算術ヲ學ブ然ルニ自村ハ郡上川本支流ノ衝且間ニ在テ歲々時々水害ニ罹リ村中連年困窮セリ殊ニ萬延元年大洪水ノ爲メ困難窮乏村始メ地境セシトスルニ至レテ愛ニ於テ堤防工ノ及ビ農事改良等ノ急ガセヨス可カラザルヲ悟リ漸次歩武ヲ進メ諸事ニ従事シテ、今日ニ至レリ
 一明治七年水車ヲ修築ス（私築）
 一明治十四年ニ現ハレタリ
 一岡八年地メテ戸長トナル後正副戸長交々勤積スルコトヲシテ八年ナリ
 村内ノ移換テ葦葦シ堤防築造等諸業上有益ナ

此事業ヲ計画シテ此處ニ力ナシテ現今其結果ヲ見ルナ得（公共築）
 一岡八年所有時産
 段別
 耕地段別一町四反餘歩
 林地段別二町餘歩
 地價六百五十金圓



● 岡田氏立案の路線計画

3-8-3 実測の設計書提出

岡田氏は、芥見村下野甚助氏外各村有志者より測量費144円の拠出を求め、明治19年7月より10月まで、用水路総延長20キロメートル余及び各支線よりかんががする田面高低測量をし、地盤平面図等に工事目論見仕様書を作成し、これを厚見、各務、方県の阿部郡長に提出し、更に小崎知事にもその詳細を説明した。

3-8-4 連合村会の区域指定

小崎知事は、木村土木課長に、測量及び目論見仕様書の実地検査を命じた。この実地検査の結果は、誤差がなかった。

翌20年1月19日首唱発起人岡田氏の外、組合有志者23名及び各村戸長5名連署をもって、用水開削につき、連合村会の区域指定を出願し、阿部郡長は、内申書を知事に提出した。

知事は、訓令をもって、「明治20年4月4日内申通り各務郡芥見村外9ヶ村を、各務用水開削連合村会の区域に指定し、厚見、各務、方県郡長阿部直輔をその管理者と定めた。」

かくして明治13年3月芥見村有志者が主唱してから7ヶ年、その間、う余曲折をへて、地元農民待望の各務用水は、その第一歩を踏み出した。

連合村会とは、どういうしくみであったか。

(太政官布告第14号改正)

- 第13条 府知事県令ハ、数区町村ニ関涉スル事件アルトキ、其区域ヲ定メテ、連合区町村ヲ開設スルコトヲ得。
- 第14条 府知事県令ハ、水利土功ニ関スル事項ニシテ、区町村会若クハ連合区町村会ニ於テ、評決スルヲ得サルモノアルトキ、特ニ其区域ヲ定メテ、水利土功会ヲ開設スルコトヲ得。
- 第15条 連合区町村会及水利土功会ハ、総テ本法ニ準拠ス、其区

域区長戸長数人ノ所轄ニ渉ルモノハ、府知事県令、便宜郡区長ヲシテ之ヲ管理セシム。但戸長ヲシテ其評決ヲ施行セシムルコトアルベシ。



● 連合村会区域図

3-9 白金両村との条約

各務用水連合村会は区域指定の後、その発足に先だち用水上流部の上・下白金村との間に、両村への分水方法、創業費の負担額、用水路歩広めのつぶれ地代金、従来両村負担の旧用水路敷地米の肩代り、将来通常費の賦課方法等について、岡田氏は用水の主唱発起人として接衝し、両村用水総代との間に仮協定を結んだ。

次いで連合村会において、用水創業予算の成立を待って、翌21年1月連合村会管理者阿部郡長は、上・下白金両村代表者と、用水開削について正式に条約を締結した。

これと同時に、上・下白金両村の代理者よりは、同文の用水開削規約を、連合村会管理者阿部郡長に交付した。

3-10 用水創業の予算成立

3-10-1 創立連合村会の議案

1887年4月(明治20年)会期1週間をもって、各務用水連合村会を招集、管理者阿部郡長開会し、議長となり、議事を進めた。提出された議案は、次のとおりであった。

- 1 各務用水路新設費及び臨時連合会費支出予算
- 2 明治20年度芥見村外9ヶ村用水組合臨時連合村費収入予算
- 3 各務用水維持規約
- 4 各務連合用水委員設置規則
- 5 各務用水委員事務取扱手続

3-10-2 第二読会で流会

第一読会は、異議なく通過したが、二読会に移り、議員中より「大事業のことゆえ考案のため暫時休憩したい。」との要求があり、阿部議長は休憩を宣したが、村費の負担額に

用水路開削条約 (珍しいこと)

第三条 前条水量ヲ定ムルハ、実施経験5ヶ年ヲ経テ、後確定スルモノトス、モットモ経験中ハ本県土木課ニオイテ、仮リニ分配スルモノトス。

第四条 本流用水路ノ上管及ビ分量ヒハ、8カ年目(臨時ヲ除ク)ニ修繕シ、12ヶ年ゴトニ改築スルコト。

第十一条 将来用水路修繕ニ要スル地所、第一類地ハ地券面代価、第二類地ハ地券面代価ノ4倍ト定メ、組合費ヲモッテ買上ルコト。

支出予算 (一例をあげる)

委員給料 1名1ヶ月 8円 (人件費が安かった)
上管新築費 8ヶ所 3,817円

各務用水維持規約 (一例をあげる)

第三条 用水ヲ分配スルニ、ソノ水量ハ各村ノ出金額ヲ標準トシ、ソノ村村ノ樋口ニオイテ、歩合ヲ定メ配付スルモノトス。

各務連合用水委員設置規則

役	給料	旅費片道	滞任日当
用水委員	月給 4円 3.5	1里 5銭	1日 30銭
臨時雇	日給 15銭	5	30

不平を持つ、前洞、西市場、山後、岩地、三柿野5ヶ村選出議員が退場し、次いで辞職したので、ついに半数の議員を失い、且つ会期も尽きたため、華々しく発足しようとした各務用水は、又々、ここで一とんざしてしまった。

岡田氏、横山氏等は、調停あつ旋に努めたが、ついに打開の道を見出すことができなかった。

3-10-3 仲裁人のあつ旋で解決

岩滝村真願寺住職醍醐秀芳師は、各務郡同盟会を発起して同志を募り、明治20年9月発会式を新加納少林寺で催した。臨席した知事は、「各務郡と加茂郡西部のような未開の土地は外にないので、改良せねばならない。人知も発達せねば他郡に劣ること甚だしい。」と厳しい批判を加えて発奮を促した。

式後の宴席において、「今回の各務郡西北部新規用水起工につき、誰か調停して成立させたいものだ。」との口ふんをもらした。

これを聞いた各務村戸長五島半平氏、伊飛島村外四ヶ村連合戸長河合亀次郎氏の両人が、仲裁に立ち交渉した結果、4ヶ村で600円負担額を減じてくれとの条件であった。

しかし芥見、岩田、岩滝の上3ヶ村では、法律上なればともかく、申合せで引受けることはできないとして受けつけず、中立の大宮、水海道の両村は、600円のうち400円まで4ヶ村で引受ければ異議ないとの態度をとり、残る200円の出所さえあれば円満解決する見通しがついた。

そこで仲裁人は、自腹を切ることにし、議案には大宮村別途受高とし、用水は仲裁人の望みに任せ、付近原野の開墾を目標にして、郡長の承諾を得て、やっと円滑解決の話がまとまり、仲裁人より大宮へ一札を差入れて解決を図った。

3-10-4 予算並びに諸規定議決

明治20年11月25日、先に辞職した5ヶ村の議員選挙を行って連合村会を開いた。予算案は次のとおりで、維持規約、その他規定は、前回のまま提案したが、一しや千里で可決確定した。流会后、7ヶ月の難産であったが、各務用水事業費予算は、漸く誕生した。

- (1)明治20年度～明治22年度各務郡芥見村外9ヶ村用水組合連合村費支出予算成議案
- (2)明治20年度～明治22年度各務郡芥見村外9ヶ村用水組合連合村費収入予算成議案

3-10-5 芥見村の原案執行

連合村会で村受額の決定がなされ、その賦課徴収の通知を受けた。芥見村外3ヶ村連合役場戸長田上宮之丞は、21年3月31日村会を招集して提案したところ、一議員が「これは村への賦課で戸別に課すものではない。」と主張し、ついに原案破棄となったが、戸長は、一村の村会において棄却できないものとして、翌4月9日付けで原案執行の伺をだし、同月13日知事より「具申のとおり施行すべし」との指令をえた。

3-10-6 滞納者に強制執行

各務用水の村受額について、原案執行をした芥見村外三ヶ村戸長役場は、芥見村、岩田村、岩滝村及び区域外の大洞村であったが、用水反対の急先ぼう芥見村を始め岩田、岩滝両村の用水反対者は、原案執行による各戸の用水費を一斉滞納の挙にでた。やむなく戸長は、断固として強制執行に着手したが、反対者が差押え物件の保管を拒絶したので、運搬人夫に応ずる者がいないために、古津から人夫を雇って運搬した。このように事々に反対の嵐の中を幾多の困難を乗り越えて敢然として大事業を遂行していった幹部の心事は、実に悲壮なものであった。

3-10-7 出作地主との協約

各村は、いくらか他村からの出作者があった。この出作地主に対しては、賦課告知書のみで徴収することは困難なので、あらかじめ用水開削について賛成を得ておき、組合費徴収に備えるという周到さで進めた。

20年12月各務郡大宮村で他村地主50名より次の一札をとっている。

各務郡芥見村外9ヶ村用水開削ニ付作協費規約書

3-11 用水維持規約決定

3-11-1 用水維持規約議決

各務用水創業費予算議決の連合村会において、用水維持規約を議決し、用水開削及び維持方法を定め、かつ、区域内の土地所有者は、これを遵守することを規定した。

各務用水維持規約

第1条 本規約ハ、用水維持ノタメ設クルモノニシテ、本用水路関係ノ諸件ハ、スベテ本則ニモトルコトヲエサルモノトス。

第2条 用水路ハ、別図ノゴトク本支両流ニ分レ、甲乙線路及ビ今後修繕トモ連合村費、支線路ハソノ村負担スルモノトス。

タダシ、本流甲ハ、スベテ連合村ニ係ルモノ、乙ハニヶ村以上連合スルモノヲイフ、支流ハ一ヶ村限り設クルモノヲイフ。

第3条 用水ヲ分量スルハ、各村ノ出金額ヲ標準トシ左ノ方法ニヨリ、ソノ村受字都合ニヨリ、便宜樋口ヲ設ケ歩合ヲ定メルモノトス。

タダシ、本文ノ水量ヲ定ムルハ、本県土木課及ビ郡長ノ言ワレルマ

マトシ、3ヶ年ヲ経テ後確定スルモノトス、モットモ経験中ハ、郡長ノ指揮ヲモッテ仮リニ分配スヘシ。

第4条 用水不用（9月20ヨリ5月15日マデ）ニ属スル時ハ、ソノ川ノ樋管ヲ打切、専ラ捨イリノ方ヘ流捨テルモノトス。

第5条 用水将来維持規約実施ノタメ、総代委員3名ヲ、常ニ設置スルモノトス。

タダシ、選挙規則及ビ事務取扱手続ハ、工事成功ノ上、連合会ノ評決ヲモッテコレヲ定ム。

第6条 杵守役ヲ設ケ、洪水、暴風雨等スベテ応急ノ節ハ、本杵ヲ締切り、必要ノ箇所水防ノ備エ怠ルヘカラス。

タダシ、水防等ノタメ芥見村本杵ニ杵守役ヲ設置スルモノトス。

第7条 用水線路ニ係リ、新規水車営業開設スルヲ許サス。

タダシ、連合村会ノ評決ヲ経ルモノワ、コノ限りニアラス。

第8条 用水路新設、修繕ノ敷地、又ハ、土取場、土捨場等スベテ入用ノ土地ハ、地元戸長、用水委員立合ノ上コレヲ定メ、地元戸長ヨリ所有者ヘ通知スルモノトス。コノ場合ニオイテ、地主コレニ拒ムヲ得サルモノトス。

第9条 用水路ニ係ル土地買上代金ハ左ノ區別ニ従ヒ、コレヲ定ムルモノトス。

1. 耕地、宅地ハ、地券代価ヲモッテ買上ゲルコト。

1. 山林、原野ハ、地券代価3倍ヲモッテ買上ゲルコト。

タダシ、将来水利ヲ得サルモノハ、前条ノ例ニ準ス。

1. 用水路ニ係ル土地買上代金ハ、一旦コレヲ借入代金トシ、返済法ハ、ソノ地工事着手ノ日ヨリ起算シ年7朱ノ利子ヲ付シ、明治21年12月ニオイテ、ソノ年ニカカル利金支払イ、22年ニ至リ12月限り、元利トモニシツ皆払渡スヘシ。

第10条 土取場、土捨場ハ、将来使用ノ目的ヲシ酌シ、左ノ區別ニヨリ、相当手当金ヲナスモノトス。

タダシ、ツブレ地トナル分ハ、前条ノ例ニヨル。

1. 土取場1反歩ニ付キ、金30円以内トス。

1. 土捨場地券代価ノ半額以内トス。

第11条 家屋移転ヲ要スル時ハ、次ノ區別ニヨリ、相当手当金ヲナスモノトス。

1. 土台付平1坪、金80銭以内。

1. 無土台平1坪、金50銭以内。

なお、その後の連合村会において、規約追加案を可決し、開削事業遂行上の障害を除去した。

3-11-2 用水開削委員設置

次いで、各務厚見連合用水開削委員設置規則並びに、同委員事務取扱手続を議決し、管理者の指揮を受けて、用水についての諸務を処理させることとした。

続いて、同規則に基づき連合村会は、同委員候補者8名を選挙したので、管理者は、このうちより、横山忠三郎、北川栄三郎、亀山儀兵衛、平光四郎の4名を選任し、この外に管理者より岡田只治を任命して、事業遂行の万全を期した。

当時の給料等

役	給料	旅費片道	滞在日当
用水委員	日当6円	1統5銭	1泊30銭
臨時雇	日給15銭	" 5	" 30
小使	月給2円		

3-11-3 用水事務所の設置

用水事務所を、各務郡岩滝村惣純寺に設け、用水開削委員の執務室としたが、21年2月より測量が開始され、委員は、案内や立会いの外、諸般の交渉等のため、事務所は、折に触れて開く打合せ場のようなであった。

その後、同事務所は、工事施行には不便なため芥見村へ移転した。

なお、工事進捗の都合により、一時大島浄念寺に臨時出張所を設けた。



●事務所（芥見）



●出張所にしていた浄念寺（大島）

3-12 芥見村の反対運動

3-12-1 反対運動のあらまし

各務郡芥見村外3ヶ村組合村会が、創業費予算の賦課を否決し、田上戸長の申請により原案執行となったことは、既述のとおりで、否決の理由は、「村に賦課されたものであり、各戸に課すべきものでない。」ということであった。これは村民の反対機運を反映したのに外ならぬが、この反対機運は、芥見村を始め、岩田村、岩滝村等に多かった。



●岐阜市西別院

次いで同年4月30日、芥見村民多数は、みのかさ姿で、岐阜市西別院境内に集合し、管理者郡長に請願の件があるとして、別院南側の郡役所に押寄せる不穏の状況であったので、岐阜警察署より警官出張して警戒し、訓諭の結果、幸いに事なきを得た。

3-12-2 委員及び人夫告訴

各務郡芥見村篠田常太郎は、21年10月2日、用水開削委員岡田只治等が、測量のため、同人所在地に立入り、測量に障害するとしてみだりに、松、樫木尺回り以上、2尺回りの立木40本を無断伐採したとして、同月8日付けにより、岡田只治、平光円四郎、亀山儀兵衛の三委員及び人夫5人を告訴した。

この告訴状は、岐阜警察署新加納分署に回付されたので、同月13日早朝、巡査が出張、現場の実地調査を行い、同月23日午後被告訴

人亀山儀兵衛及び横山忠三郎の両名が新加納分署に出頭して実情を具陳し、手続書を提出した。

この手続書と用水委員の具陳により、伐木は用水維持規約の範囲内のことであり、かつ、樹木は、古田基三郎のものと判明し、告訴は却下された。

このような執拗な妨害に、今後の工事の運び方について憂慮し、21年12月10日、委員及び有志は郡役所に出頭したが、管理者は、郡書記をして「芥見村不服者を説諭し、服従しない者は、郡役所へ召連れ、更に服従しないときは、規約通り委員は工事を進めよ。」と断固たる指示をし、工事を遅延せぬよう言明した。ちなみに、告訴人篠田は妨害の手を緩めず、22年2月24日芥見村八幡若社において、反対者数名とともに岡田只治を殴打した。



●反対者の暴挙

3-12-3 自由党員の詰文状

各務用水開削に際し、その反対運動に便乗して、これを党勢拡張に利用した自由党員島森友吉は、22年2月13日付けで詰文状を管理者に差出した。これに対して管理者は、「用水維持規約による。」とあっさり片付けた。

3-12-4 内務大臣に請願書

各務郡芥見村亀山謙二郎は、反対者299人の総代として、22年5月27日付けで、「連合村会取消しの請願書」を内務大臣に提出した

が、これもまた却下された。

3-12-5 掛樋橋台の石積破損

反対運動は、その後も手を変え、品を変え継続してあらゆる妨害をしたが、掛樋橋先の土地も、収用法の適用であつてなく片付き、工事は着々進捗して通水直前になって、23年7月上旬のある夜、何人か知れず、芥見側掛樋橋台の石積の石を3、4箇抜取るといふ、悪質な妨害を企てた者があり、用水委員はその取締りに苦心したという。

3-12-6 子供までたたる

田上戸長の子息は、当時、武儀郡小屋名の高等科へ通学したが、組合費賦課の原案執行までしたため、反対派はますます激怒し、通学途上の子息を見るや、「坊主憎けりや、けさまで憎い・・・田上戸長の小せがれじゃ。」とのしり、雪の日には追回され、それから子息は、東方山すそをう回して通学したという。芥見村の反対派は、このようにますます悪化していった。

3-13 白金両村の通水

3-13-1 測量及び実施設計

県土木課では、創業費予算の成立を待ち、21年1月31日より測量と実施設計のため、課員2名を派遣し、郡役所も加わり、上白金村白山寺に滞在して、小屋名村字松原の井口より実測を始め、小屋名村、上白金村地内は、2月10日までに終了し、同日芥見村清水寺へ引移った。この測量には、岡田委員が応援し、外の委員も案内を兼ねて立会い、人足は一切芥見村で雇入れた。

次いで下白金村地内の実測、13日には芥見村牛子まで高低測量を終り、順次下流に及ぼす予定であったが、芥見村では反対の火の手が上がっているので、取りあえず井口より下

白金村までの実施設計をなし、同年夏より引水しよう、突貫工事を施行した。

3-13-2 工事の目論見内容

実施設計の内容は、第6部資料編に示したとおりであった。

村別	工区分け	
小屋名村地内	第1号～第4号	4帳場
上白金村	第1号～第3号	3 "
下白金村	第1号、第2号	2 "

3-13-3 請負人と工事竣工

	1号帳場	2号帳場	3号帳場	4号帳場
小屋名村				
上白金村	120円 小野半左エ門	80円 亀山源三郎	104円 下白金村受	
下白金村	78円 堀江富三郎	62円 堀江富三郎		

これら工事は、何れも6月中旬に竣工した。「6月20日新杖樋揚げ初めにつき、阿部郡長出張臨検した。」と書かれており、6月20日に通水したのである。

3-14 小山水路決定の経緯

3-14-1 甲か乙か東か西か

創業当時用水路線の決定に当って、各地において意見の対立があり、用水委員はこれの調整に苦心した。その代表的な一つに岩滝地内の用水路がある。下流大宮村では、最初県土木課の目論見通り、西水路いわゆる乙線路を主張し、幾度か管理者に願出て迫り、又上流岩滝村では小山東回り、東水路いわゆる甲線路を支持して譲らず、ついに管理者も投出して、用水委員において是非を決議のうえ添書せよと命じたが、同委員もまた「管理者において、水行及び工費額と照合し、便利な水路に決定されるよう出願した。」このように双方無条件一任を申し立てるのみであった。結局常念寺住職小林謙平和尚の仲裁で解決した。

3-14-2 大宮村の西水路願い

大宮村は、21年7月21日付けで、大宮村村会議員を始め、下流三柿野、前洞両村村会議員及び用水委員3名の連署をもって願出た。

3-14-3 岩滝村の東水路願い

岩滝村は、大宮村と同日付けで戸長代理の印を取り、人民総代、議員総代2名より、東水路に決定されるよう願出た。

3-14-4 用水委員の副申要求

大宮村、岩滝村から願書を突きつけられ、板挟みとなった管理者は、願書を用水委員に回送し、委員会において是非を決議の上副申を求めた。

西水路願書に横山・北川両委員が署名しており、委員会としては、判断とした態度をとりえなかったようであった。

3-14-5 山王東の伏樋取決め

用水委員横山、平光氏等は、23年1月山王東伏樋について取決め、大宮、前洞、岩滝、山後、水海道、西市場、岩地、三柿野8ヶ村の有志者の間に署名、押印し、問題解決の促進に資した。

3-14-6 住職の仲裁で仮規約

大島常念寺小林住職は、大宮、岩滝両村争いは、ひいては各務用水の前途に暗影を残すことを憂い、23年5月仲裁に入って双方をあっ旋し、役所へ差出した証書面の外、仮規約で話をまとめ、両村代表の印をとり、この仮規約等は仲裁人が預り、大宮村へは預り証一札を差入れ、漸く東水路に決定し、両村の対立を解消した。

3-15 施工準備完了

3-15-1 分水点から測量

井口から下白金村地内までの実施設計を終えた測量班は、芥見村の反対を刺激しないように下筋から測量した。

21年4月26日同村字四十八の分水点から開始した。

- 〃 27日岩滝村より大宮村まで杭打。
- 〃 28日西市場村より水海道村まで杭打。
- 〃 29日南線の高低測量。
- 〃 30日水海道村、大宮村の水路高低測量

5月1日水海道村、大宮村の水路高低測量。午後方位測量。

5月2日岩滝村の道測量

と、順次測量を進めたが、その間各村とも水路の変更を主張するので、6月16日には芥見村字四十八より水海道まで、いわゆる西線の水路取決めに着手し、18、9日に水海道村の水路取決め、又南線は、17日分水点より宮代村裏まで水路取決め、21日には、大宮村赤羽根より前洞村までの水路を取決めた。

このように工事準備の進捗を見たので、7月11日県土木課長と管理者は南水路筋を検分、12日は西線水海道筋の検分、午後武儀郡内の水路出来形を検分した。

一方、15日にはいよいよ芥見村に着手して中杭を打ち、16日上、下白金村の定杭打、17日水海道筋の中杭打ち、18日大宮村字赤根より栗原まで水路替えにつき高低測量、19日岩滝村中杭打、28日岩滝村真願寺大門より境川の中杭打ちをなし、水路の大筋を決定し、この間に順次実施設計を進めた。

3-15-2 用水敷地の買収費

用水敷地の買収は、用水維持規約の規定によって進めたので、用水区域内については、村戸長に用水敷地決定面積を通知すればよかったが、区域外については、地主個々に折衝して解決をしていった。伊飛島村の場合は、特別上積み額を村が負担することで解決した。

3-15-3 地上物件の補償費

地上物件の補償も、用水維持規約の規定によって進めたが、作毛の補償費は、21年10月4日の委員会で、田方米作は1反歩につき10円以内、畑方作付は1反歩につき綿6円以内、芋及びさつま芋3円以内等と定め、同年冬の麦まき付けは差止めることとした。

同時に土取りについても、耕地における賄土は1坪10銭以内、山林原野における賄土は同5銭以内と定めた。

3-15-4 実施設計の完了

測量の傍ら実施設計が進められ、21年9月には完成した。その内容は、第6部資料編に添付した。

3-16 工事竣工と仮通水

3-16-1 村受けと業者の請負

工事着手に先立ち用水委員は、農閑期における農村労力のはけ口として、平坦地における比較的簡易な工事は、各村に配分して、一方用水創業費負担の肩代りにすることとして、21年9月29日付けで上申した。

工 事	各 村	工 事	各 村
津保川芥見村第1号	芥見村	丁第2号	前洞村
甲5号	〃	丁第3号	〃
乙1号	岩滝村	丁第4号	内目ろみ金(96円)大宮村 (50円)西市場村
丙1号	{ 70円 大宮村 13円 三柿野村	丁第5号	{ 171円 水海道村 15円 岩地村
丁第1号	岩田村		

しかし、芥見村字5番地、字8番地のように、専門技術を要する丁場や掛樋は、全部業者の請負にした。同年10月4日県土木課員が出張され、5日午前芥見村川北第1号丁場、午後岩滝村丁張り、7日丙号丁場の丁張り、8日午後大宮村丁張り、9日西水路分水口より丁張り、10日西水路更木山より西へ丁張り11日更木山裏丁張り、13日西水路分水口より西岩田北洞境まで丁張りを行い、順次工事に着手した。問題を引起した芥見村8番地は、22年2月5日に丁張りをした。

3-16-2 古墳発掘と通行禁止札

工事の進捗につれ種々問題がでてきた。大宮村請負丁場の西市場村字権現山内にて古墳を発掘したため、横山委員は村戸長に警察署へ届出を依頼した。また、前洞村地内岐阜道筋水路に土橋を架ける際、東馬の通行禁止札を下付されるよう新加納分署に願出た。

3-16-3 旧溝きよ共用のため取替え

三柿野村では、字阿波野に至る分水支流につき、大宮村持田溝きよを共用してもらうため、三柿野地内は少し歩詰めをし、年々の溝さらえも行い悪水吐きをよくする条件で同意をとりつけた。

3-16-4 有志者の工事促進策

有志者は、用水工事の進捗を回り、遅くとも22年の田植期より引水しようと、種々工事促進策をとった。第一には費用の立替えて、これは数回なされたが、21年8月工事着手に先立ち、岐阜菊平樓において会合した有志は、1千円を拠出して立替えた。

第二は、工事が遅延して年数がかかると、受益者へ悪影響を及ぼすため、21年12月各村有志、総代は、郡長に陳情した。

22年1月9日用水委員の調査によると、同日までに支出済及び請負済の工事費を合せても、創業費予算の1/4程度であった。

3-16-5 妨害を排し工事着手

用水委員は、奮起し、22年3月反対者の最も多い5番地工事に着手するため委員4名と郡役所の場所付1名が、分担区間をきめ、各丁場共着手のため、くわ、備中、釣モッコ等を持たせて現場に着いたところ、芥見村字4番地、5番地、6番地の反対者は、棒等を携えて現場に襲来し、棒で打ってかかるを、横山委員は屈せず、手をもって組伏せ、その間人夫はしばらくの間に麦を刈取り、水路敷の地ならしをした。

暴力ではかなわないと見て反対代表者は、「承諾していない我々の土地になぜ工事をするのか。」と詰問した。用水委員は、「管理者より用水維持規約に基づく命令で執行するもので、不服あれば管理者に申立てられよ。」と跳ね返したが、しつこく喰下がるため当日はこの応酬で終わった。このような妨害にもひるむことなく工事は進捗していった。

3月1日には、芥見村字1番地、2番地、4番地とも着工、9日には8番地の中杭打ち、12日その丁張りを終え、15日に請負契約を結んだ。しかし、土工は線路未決定のため後回しにした。このようにして、岩滝へ大宮間の1丁場を残して、外はすべて着手したのであった。

3-16-6 掛樋先の土地問題

22年7月下旬の豪雨のため、芥見村地内津保川北及び西市場村、水海道村境で1ヶ所づつ決壊し、芥見村字5番地及び8番地で1ヶ所づつ崩壊、三柿野村及び芥見村分水口西で1ヶ所づつ破損するなど手戻り工事を見たが、工事進捗に大障害を与えたのは、芥見側掛樋先の篠田政吉方の移転問題であった。津保川の大掛樋工事は、岐阜市玉井町桑原善吉氏が請負い、切組みを終り、対岸より架け始め、7分通りを終ったまま、その解決を待っていた。



用水反対の篠田政吉は、自宅が掛樋先に当るを幸いに、家屋移転、土地買収の交渉に応じず、結局は内務大臣へ家屋移転不服の請願書を提出した。

用水組合では、8月29日大野亀三郎を上京させ、内務大臣に、その取消しの請願をさせたが、却下された。

9月6日芥見村事務所にて、用水委員及び有力者協議の結果、土地収用法適用の具申を県へ願うこととし、知事にこの旨を上申した。

知事は、9月19日付けで具申した。11月12日内閣において、土地収用の認定がされ、その旨を官報に公告した。

公告

今般内閣ニオイテ左ノ工事ニ要スル土地ハ土地収用法ニヨリ公共ノ利益ノタメコレヲ収用スルコトヲ必要ナリト認定相成タリ

起業者 岐阜県各務郡厚見郡ノ内
連合村

工事ノ種類 用水路

起業地 岐阜県各務郡芥見村字牛
子5275番地ノ2ノ2
及ビ5276番地

右公告ス

明治22年11月12日

用水路工事等の土地収用法適用は、極めてまれなことであった。当時の切迫した事情がよくうかがえる。

11月17日土地家屋鑑定人沢田石平、竹木鑑定人亀山喜平は、篠田方でそれぞれ鑑定してその結果を県へ報告した。

県はこれにより収用金額を決定し、11月21日篠田に提示したが、結局は用水組合で替地をあっ旋し、移転料金一封で解決した。

この問題のため半年間遅れた大掛樋の架設工事は、その後は順調に進んだ。

3-16-7 残工事もすべて竣工

23年1月28日用水委員の任期満了を機に組織を改めて発足した。

総理委員 横山忠三郎

受持委員 亀山儀兵衛 (芥見、岩田)

大野半左エ門 (南水路)

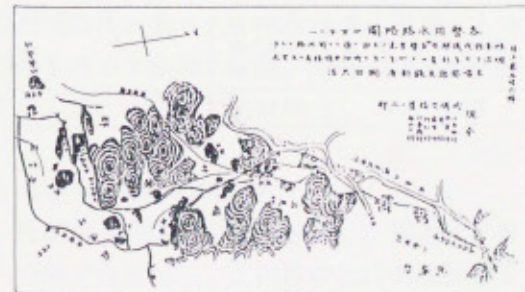
坂井清兵衛 (西水路)

後藤丈助 (上白金)

松田嘉兵衛 (下白金)

主唱発起人の岡田只治氏は、一時委員を去ったが、新委員の手で工事は進められた。

2月5日乙第2号丁場、岩滝～大宮間の工事に着手し、2月18日前洞村悪水路着工、3月5日芥見村掛樋、古稲場、折戸、大船前、岩下の4ヶ所及び掛樋台大船前、古稲場2ヶ所の入札を行い、2月12日上、下白金村開削地新溝きよに付き内申、同23日岩田支線及び5番地残工事について伺い、その他残工事に着手し、4月19日下筋破損箇所の復旧工事を入札し、7月に至り全工事の竣工ができた。その延長は6里5町46間8分であった。



3-16-8 仮通水で8番地崩壊

23年7月29日津保川の大掛樋より下流を通水することとなり、郡長、県土木課員、横山、亀山、坂井、大野委員、有志者下野甚助、田上安之丞、後藤甚吾、横山伊八、北川栄三郎氏等数10名立会いの上、午後3時大掛樋より通水を始めたが、無事通り、最大盛土の字8番地岩下にさしかかった。天候にわかにかき曇り、大雷雨となり2時間も続いた。郡長一行は、人家へ雨宿りしたが、事務所へ引揚げた。同夜3時頃8番地の盛土部が通水と大雨で急に柔らかくなり、約50間の区間が基まで崩壊してしまった。この悲報を聞いた郡長は、職員をしかりつけ、委員も戒めて帰岐した。この職員は責任をとって辞職し、その後病死した。痛ましい犠牲者の1人であった。



● 8番地の用水の盛土高 (芥見)

3-16-9 請負人と有志者の詰責

8番地内水路崩壊の報に、30日早朝より各丁場請負人及び有志者続々詰めかけ、請負人は、「検査もせず通水したのは、係員の過失で、崩壊は我々の責任でない。」といて請負金を出せと迫り、又有志者は、口々に、「工事が粗悪のために崩壊した。監督者は何をしていた。」といて委員の責任をなじり、更に、あたかも委員が工費を乱用したかのようにば倒したが、委員等は大島浄念寺へ引揚げ善後策をねった。この時、横山総理委員ただ1人とどまって、口々脅迫してくる請負人を相手に、

「静かに聞いてくれよ、おれも工費欠乏の折柄、工事のため、通水のために170円の立替金をした。この上はもはや立替金内渡しすることはできない。腕力に訴えたければ決して逃げ隠れせぬ。切るなり殺すなり存念にせよ、又訴の道あれば勝手にせよ。」と発言した。

群がる請負人も、横山総理委員を踏みつぶしてもあきたりないとのしり、金がなくては物にならぬと悪口雑言の末、戸、障子を足げに出ていった。これは、「各務用水に関する経歴書」に記されている悲壮な場面で、沿革史を彩る一コマである。

この後、横山氏は、大島浄念寺へ戻り、半身低頭謝罪し、善後策について協議した。そして郡長に会い、復旧方法について指示を仰いだ。

3-16-10 有志者の支弁で復旧

横山総理委員は、委員を辞して責をとるは易いが、多数の受益者の負託に背くものであるから、進んで難局に立ち復旧に努力することだと、各務用水と運命を共にする悲壮な決心を固めて、8月1日芥見事務所に、下野、田上、横山、岡田氏と会合協議し、2日午前郡役所に行き、午後大島浄念寺で会合熟議の末、郡長指示のように正当の手順を経て復旧しては遅延する。今回限りは、有志者の支弁で復旧することとして同志を募ったところ、田上氏外17人が賛成した。

8月5日復旧目論見書を添えて願い出て、6日指令を得たのである。

8月7日芥見事務所に、用水委員及び岡田只治氏等会合協議の結果、請負入札は8日執行、羽栗郡米野村大塚庄太郎が80円で請負い、途中千本築人夫38人5厘と、石積3坪、6円78銭8厘を増額した。

このように横山総理委員等の懸命な努力により、23年8月復旧工事竣工し、24年の通水からは、受益農民達が喜んだのである。

自明治20年度 各務郡 芥見村 用水組合聯合村費 収入予算成議案
至明治22年度 外9カ村

	明治20年度	明治21年度	明治22年度	合計
借入金	7,917,000	—	—	7,917,000
現金借入	4,100,000	—	—	4,100,000
敷地代借入金	3,817,000	—	—	3,817,000
村費	4,235,500	4,510,600	4,084,190	12,830,380
芥見村	1,273,950	1,423,605	1,280,017	3,986,572
岩田村	248,456	277,641	251,395	777,492
岩滝村	293,828	328,341	297,301	919,470
大宮村	698,200	780,209	706,456	2,184,865
大宮村(別途受)	199,000	—	—	199,000
三和野村	41,050	45,800	41,536	128,455
前淵村	676,234	755,694	684,194	2,116,122
西市場村	164,204	183,479	166,138	513,821
山後村	55,451	61,972	56,104	173,527
岩地村	34,203	38,235	34,608	107,046
水海道村	550,924	615,645	547,441	1,714,010
計	12,152,500	4,510,600	4,084,190	20,747,380
地方税補助ノ見込上。下白金村ヨリ募集ノ見込	4,100,000	—	—	—
	1,250,000	—	—	—

自明治20年度 各務郡 芥見村 用水組合聯合村費 支出成議案
至明治22年度 外9カ村

明治20年度分		21.35円	書記給料、小便給料、消耗品、積費、印刷費、雑費
会議費	21.35		
土木費	12,131.15		
測量費	175.00		
事務所費	105.63		
雑給	408.20		
工事費	11,226.82		
借入金利息	143.50		
合計	12,152.50		
明治21年度分			
土木費	4,510.69		
借入金償却	4,100.00		
借入金及敷地代金利息	410.69		
明治22年度分			
土木費	4,084.19		
敷地代金償却	3,817.00		
敷地代金利息	267.19		
合計	20,747.38		

3-17 加納輪中の抗議

創業以来、幾多の困難を乗り越え、又、執ような反対を排除し、郡長、用水委員等がかん難辛苦の結果、ようやくにして工事を竣工させ、かろうじて通水している各務用水に対し、その流末が荒田川に連なっていることをもって、古来、悪水のはん濫に苦しみ、水害の苦難を免がれるために、多年苦心してきた下流の加納輪中を始め荒田川関係、21ヶ村の有志者連署して、「長良川筋あるいは境川堤外へ放流する設備のできるまで、用水引入れを中止せしめられたい。」旨を、24年8月11日付けで知事に願ひでた。

この抗議願ひは、29年の大洪水による被害の復旧工事に際し、障害となり、当事者は、除害方法の協定を遂げ、ようやくにして国庫補助を得たのである。

完成間近を機に、浄念寺小林住職及び横山総理委員が仲裁に立ち、23年11月21日浄念寺において、反対派の代表2名と会見し、その言分を聞いたが、「連合村費の補助を受けて、用水支線を設け、畑開田等は、実際用水利用の年より5ヶ年間、元の地目おきて小作させる。」ことを条件にして和解すると言った。次いで11月23日用水派代表3名と会見して聞いたが、「内輪注文は次回に譲る。」と言って立去った。

こうして仲裁の瀬踏みは終り、12月4日清水寺の会見には、仲裁側7名、両派より7名出席したが、協議の末、両派より多人数出席して熟談するのが良策と決定した。かくして15日午前8時より清水寺にて会合し、和解条件について協議した。詳細については判らない。



● 清水寺(芥見)

3-18 両村の反対解決

各務用水の反対運動は、既述のように芥見村が最もし烈であった。次いで岩田村、岩滝村であったが、岩田村は、22年1月仲裁解決、芥見村は、23年12月になってようやく解決を見た。

3-18-1 岩田村の解決

有志者加藤利八、大野甚十郎、丸山守一郎氏等が仲裁に入り、22年1月21日丸山方にて、反対派の代表者6人と用水派の代表者2人の出席を求めて協議の結果、条件事解を解決していくことで和解した。

3-18-2 芥見村の紛糾解決

各務用水開削反対に端を発し、地主と小作人の対立ともなり、又村政の上にも悪影響を及ぼすに至った。

一方用水工事は、反対を押切って進められ、